

兵庫県 県政改革方針 令和5年度 実施計画

令和5年3月

兵庫県

目 次

はじめに	3
I 財政運営	
1 行政施策	4
(1) 事務事業	4
(2) 投資事業	18
(3) 公的施設等	26
(4) 試験研究機関	30
(5) 県営住宅事業	32
(6) 教育施策（教育委員会所管）	35
2 収入の確保	38
(1) 県税	38
(2) 課税自主権	40
(3) 諸収入	43
(4) 資金管理	46
(5) 債権管理	47
(6) 県有資産の活用	48
3 公営企業、公社等の運営	53
(1) 企業庁	53
(2) 病院局	58
(3) 流域下水道事業	60
(4) 公社等	61
(5) 兵庫県公立大学法人	63
II 行政運営	
1 組織	65
(1) 本庁	65
(2) 地方機関	66
(3) 教育委員会	68
(4) 警察	69
(5) その他行政委員会等	70
2 職員	71
(1) 定員	71
(2) 給与	73
3 新しい働き方の推進	75
4 人材育成	78
5 地方分権への取組	81
III ひょうご事業改善レビューの実施	84

はじめに

この実施計画は、県政改革の推進に関する条例第4条に基づき、同条例第2条に規定する県政改革方針の令和5年度における具体的な取組内容を取りまとめたものである。

1 行政施策

(1) 事務事業

[県政改革方針]

① 一般事業費

限られた財源で最大の効果が得られるよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど、「選択と集中」を徹底し、効率的・効果的に施設の維持管理や各種事業を推進する。

② 政策的経費

時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底しつつ、各種事業を推進する。

見直しに当たっては、単に廃止・縮減するだけではなく、政策課題に対する新たな事業化の検討にも努める。

[見直しの視点]

ア 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し

イ 市町への権限移譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化

ウ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化

エ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化

オ オンライン・ペーパーレス化の徹底など、ICTを活用した行政のデジタル化の推進

カ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進

キ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保 等

③ 新規施策の展開

社会の変化を捉えつつ、県民と描く兵庫のビジョンのもと、地域創生戦略をはじめ各分野計画の具体化を図り、コロナからの創造的復興をめざし躍動する兵庫の実現にむけた施策を積極的に展開する。

④ 事務事業数

スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業数の見直しを行う。

⑤ 社会保障関係費

ア 社会保障関係費について、国の制度改正や本県の実情等を踏まえつつ、適切に事業を推進する。

イ 今後の社会保障関係費の増加に見合った地方の財源が確保されるよう、地方一般財源総額の充実・強化等を国に対し積極的に要請する。

(具体的な取組内容 (令和5年度))

毎年度の重点政策枠の設定と一般事業枠への組換など、部長等のマネジメントにより一層の事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、躍動する兵庫の実現の具体化・加速化をさせる施策に重点的に取り組む。

また、今年度より新たに導入した「ひょうご事業改善レビュー2022」の外部委員会の意見等を踏まえ、効果的な施策展開のためのブラッシュアップなど、事業の改善を図る。

ア 県政の重点施策

(7) 持続的に発展する兵庫経済の構築

区 分	主な取組
次世代成長産業の創出	<ul style="list-style-type: none">産業立地条例を改正し、全県域で成長産業を重点支援するほか、投資促進地域としてベイエリア地域を設定し、重点的に支援中小企業が立地しやすい環境を一層整えるため、設備補助要件を大幅に緩和水素ステーションの整備やFCバスの導入支援空飛ぶクルマの実用化を支援
スタートアップの育成強化	<ul style="list-style-type: none">県内でアントレプレナー教育の裾野を拡大するため、教職員等を対象とした講師育成に向けた認定フェロー研修を開催多自然地域を含む地域ニーズにあった地域課題の解決を目的とした起業等を支援するため「地域しごとサポートセンター(仮称)」を設置オープンイノベーションに関する共創コミュニティを形成し、社会・地域課題解決に取り組む県内事業者と協業検討のための調査経費を支援地域課題の解決を図るため、起業家・事業者等の技術を活用した協働実証の支援を拡充起業プラザひょうごの機能拡充、起業家支援策の新たな枠の創設等による、県内学生等や外国人留学生への起業支援パッケージを展開
地域経済を支える産業の振興	<ul style="list-style-type: none">SDGs 推進宣言企業の SDGs の取組み深化を促すため、宣言企業の取組を県が評価・認証を実施地場産地企業等の SDGs 取組支援を通じて地場産品の魅力向上を図り、地場産業のブランド価値向上を推進
兵庫で働く人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">県内中小企業等との連携により、若手従業員を対象とした新たな奨学金返済支援制度を創設し、就職後5年間は県と企業で全額負担することで、人材確保を推進売り手優位の就職市場を踏まえ、中小企業の採用力を強化大学1・2年生を対象にWLB認定企業やSDGs認証企業などの企業見学や成果発表会の実施ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度の普及啓発を実施外国人留学生採用ワンストップ窓口の設置や企業向けセミナーの実施
持続可能な農林水産業の実現	<ul style="list-style-type: none">環境創造型農業・有機農業の新展開に向けた取組を推進耕畜連携に関する連携会議の設置とともに、農作物・飼料増産に必要な施設整備を支援将来の地域農業の担い手と農地利用の姿についての地域の話し合いを促進

	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に携わる多様な人材を確保する取組や地域と連携して農業に参入・参画する企業を支援 ・海外のトップシェフ・メディア等に対するプロモーションを実施 ・漁業関係団体等とひょうご豊かな海づくり県民会議（仮称）を設立し、官民連携による県民運動を展開
脱炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場再生によるブルーカーボンクレジットの創出と養殖ノリのクレジット化に向けた検討を実施 ・Jクレジット制度を活用した市町の森林整備の支援 ・地場産品等の CFP 削減効果のモデル算定や消費活動における CFP 普及ワークショップ等を実施 ・県内中小事業者の敷地や屋根スペースを活用して太陽光発電設備等を整備し、電力供給を行う PPA 事業者を支援 ・県内中小事業者に対し、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量算定ツールの導入を支援 ・脱炭素の取組を加速化するため、信号灯器の LED 化を推進

(イ) 魅力あふれる地域・交流圏の形成

区 分	主な取組
観光ツーリズムの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫テロワールコンテンツや尖ったコンテンツの選定・ブラッシュアップ、流通促進を推進 ・首都圏プロモーション・公民連携アンテナショップや県内イベントの首都圏同時開催 ・万博の来場者を関西広域での観光へとつなげる万博プラス関西推進事業への参画 ・ツーリズム EXPO ジャパン 2023 への出展
2025 年大阪・関西万博に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体をパビリオンに見立て、活動現場そのもの(フィールド)を、地域の人自らが発信し、国内外からの誘客を促進 ・万博会場の兵庫棟（仮称）と県内拠点である兵庫県立美術館において、ひょうごフィールドパビリオンや県内企業の最先端技術など、兵庫の多彩な魅力について展示を通じて発信 ・国際博覧会協会が実施するテーマウィークプロジェクトに連動し、県独自のテーマウィークを設定し、県や企業、フィールドパビリオンプログラム提供者等がテーマに応じた PR 事業を展開 ・市町や地域単位の情報発信などを集中的に行うイベントであるリージョナルデー「市町の日」を展開し、県内各地の魅力を発信 ・万博開催に向けた機運を県内で盛り上げるため、万博開催 500 日前イベントや兵庫の魅力発信、受け入れ環境整備等を実施 ・自治体(県・市町)、事業者、ひょうごフィールドパビリオンプログラム提供者が一丸となって兵庫の取組を進めるための推進協議会(仮称)を設置
地域の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・躍動する兵庫の実現に向け、県施策と連動して市町施策を展開 ・県民局・県民センターがマネジメント力を発揮し、地域の実情に応じた施策を機動的・積極的に展開 ・県と市町の重層的な支援体制のもと、多自然地域における広域的な地域運営体制の構築と、持続可能な生活圏形成への支援を展開

	<ul style="list-style-type: none"> ・地方回帰の流れを受けた地方移住への関心の高まりを踏まえ、移住関連施策をパッケージ化して実施 ・神戸市等との研究会の設置や民間ヒアリングを行い、将来の元町全体のランドデザインを検討 ・船旅の非日常感や船上コンテンツを付加価値とした「クルージングMICE」モデル事業を支援 ・淡路島における受入拠点の魅力アップの促進 ・瀬戸内大交流圏の形成に向け、岡山県・香川県との周遊クルーズ実証実験の実施
芸術文化・スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の機運醸成・パラスポーツ振興を推進 ・「ひょうごプレミアム芸術デー」の実施 ・「HYOGO ミュージアム魅力発信プロジェクト」の実施 ・兵庫の芸術文化を紹介する多言語ポータルサイトの構築・コンテンツを作成
社会基盤等の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・JR ローカル線維持・利用促進に向け、官民連携により、地域の実情に応じた施策を展開 ・県の大交流圏を支える高規格道路ネットワークの早期整備を推進

(ウ) 希望と温かさに満ちた社会づくり

区分	主な取組
子ども・子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・晩婚化・未婚化の進行に対する取組として、出会い・結婚を社会全体で支援 ・不妊治療ペア検査助成事業・不育症治療支援事業の拡充 ・子どもを持ちたいと望む方が安心して妊娠・出産できる社会の実現に向け、不妊治療推進検討会の設置 ・ペアレントトレーニングの普及による子育て・親育ちへの支援 ・公民連携による里親・特別養子縁組の推進 ・急増する一時保護委託及び一カ所運営体制の解消を図るため、川西子ども家庭センター一時保護所の整備を本格化
教育への投資の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備やトイレ改修など県立学校の環境整備を促進 ・グラウンドの芝生化や備品等の整備による高校生等の部活動を支援 ・新たな特別支援学校の整備を促進 ・高校教育段階から国際的視野を育む教育を強化するため、検討会を設置 ・教職員の働き方改革を推進 ・私立高等学校等の授業料軽減補助の拡充 ・ひょうご不登校対策プロジェクトの実施
一人ひとりが尊重される社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を中心とした、働き盛り世代の自殺対策として、企業内で悩みを抱える人に声かけ等を行うゲートキーパーの養成や声かけツールの作成を実施 ・改正児童福祉法(R6.4 施行予定)に基づく社会的養護の充実・強化 ・「親なきあと」を見据えた在宅障害者・保護者への支援 ・ユニバーサルツーリズム推進条例を制定し、ソフト・ハード面から UT 宣言宿泊施設を支援 ・いのち輝くユニバーサルひょうごづくり機運醸成事業の実施 ・依存症に関する自助グループ等への活動補助や大学生向け啓発等の実施 ・青少年の不登校や「8050 問題」などの課題に対応するため、ひきこもり連携支援検討会議を設置

(I) 安全安心基盤の強化

区 分	主な取組
医療・介護体制の充実と健康づくり	<ul style="list-style-type: none">・マルチモビディティ患者に対応するためのリハビリ専門職の養成・子どもを持ちたいと望む方が安心して妊娠・出産できる社会の実現に向け、産科医療体制に関する研究会の設置・介護現場の生産性向上や外国人介護人材の確保を推進
安全安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等の支援のための条例の制定により、ワンストップ窓口を開設し、切れ目なく支援・高齢者の特殊詐欺被害を未然防止するため、自動録音電話機等の普及を促進・通報機能付き GPS 端末による被害者保護対策の実施・犯罪に対する地域防犯力を強化するため、防犯カメラの設置支援を加速化するとともに、地域団体へ防犯アドバイザーの派遣を実施・AI 技術を活用した捜査機能の強化・ネット上の誹謗中傷等の防止に向けた市町の取組を支援・県弁護士会等と連携した専門相談・サポートチームの設置・子どものスマホ利用適正化の推進・安全・安心・快適な交通社会の実現のため、信号灯器の LED を推進
防災・減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ地震や頻発する風水害に備える強靱な県土の構築・民間企業・団体等と連携した防災まち歩きを実施するとともに、防災意識向上・地域活性化の促進のため、防災関連施設と観光資源を組み合わせた防災ツーリズムの実施・要支援者の避難対策を進めるため、地域による個別避難計画づくりを支援・ドローンによる大量物資搬送等の新たな実証事業の実施・女性消防団や少年消防クラブの充実・強化を促進・「創造的復興」の理念を活かした提言を策定しウクライナを支援するとともに、支援の成果を万博に合わせて国内外に発信

(オ) 県政の推進基盤の構築

区 分	主な取組
県政改革の推進	<ul style="list-style-type: none">・「新しい働き方推進プラン」に基づく事務改善の推進・多様化・複雑化する行政課題に対応するため、民間人材を積極的に活用
公民連携の推進	<ul style="list-style-type: none">・ふるさと納税による寄附獲得を推進するとともに、県内外企業への積極的な渉外活動やマッチングの強化など、ファンドレイジングの展開・「ひょうご SDGs Hub」を活用した SDGs の推進
情報発信力の強化	<ul style="list-style-type: none">・県民情報番組「ひょうご発信！」を拡充し、若者の県政への関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成を図るため、高校生のアイデアによる県の魅力発信等を実施

(カ) 新型コロナウイルス感染症への対応

主な取組
・ 5 類への移行を見据えつつ、感染状況を踏まえた医療提供・検査体制を確保 ・ 第 8 波までの経験を踏まえ、新たに後遺症対策の充実と一般医療化に向けた機能強化を実施

イ 予算要求枠

(ア) 一般事業枠

- ・ 令和 5 年度の予算要求枠は、部長等のマネジメントのもと、より有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、ビルドを重視した行財政運営の取組を促進する観点から、次のとおり設定
- ・ 予算要求枠内で、「選択と集中」を基本とし、限られた財源で最大の効果が得られるよう施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底

[予算要求枠]

- ① 施設維持費：令和 4 年度当初予算充当一般財源額の 100%の範囲内
 - ② 経常的経費：令和 4 年度当初予算充当一般財源額の 85%の範囲内
 - ③ 政策的経費：令和 4 年度当初予算充当一般財源額の 85%の範囲内
 - ④ 指定経費：令和 4 年度当初予算充当一般財源額の 100%の範囲内
- ※なお、削減額を新県政推進枠の財源として活用

(イ) 重点政策枠

a 新県政推進枠

一般事業費の削減額を活用し、ポストコロナ時代に相応しい産業構造への転換、安全安心社会の先導、未来を創る人づくり、個性を磨く地域づくりなど、躍動する兵庫の実現に資する新規・拡充施策を立案（配分額：10 億円）

※うちマネジメント強化分

12 部体制における各部長の新しい価値観や柔軟な発想など、自らの創意工夫のもとマネジメント力の発揮により、全県的な視点で課題解決に取り組む事業

b 大阪・関西万博開催に向けた取組推進枠

テーマウィークの設定による魅力発信や機運醸成、「子どもの夢」プロジェクト、フィールドパビリオンの展開など、大阪・関西万博開催に向けて取り組む新規・拡充事業（配分額：2 億円）

c 兵庫サステナブル事業枠

企業版ふるさと寄附金を活用し、カーボンニュートラルシティの実現、中小企業を中心とした県内企業の脱炭素化支援など、社会的課題の解決と持続可能な社会づくりの両立を加速させるために取り組む新規事業

d 行革見直し効果枠

県政改革方針における事務事業見直しの歳出削減効果額（一般財源ベース）を全額配分

エ 成果を重視した施策立案手法の導入

- ・データ等の合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)を原則とし、新規施策の立案にあたっては、成果指標、目標、終期、継続基準を設定
- ・また、目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標を達成する見込がない場合には事業を終了させるといった「廃止・見直し基準」を設定

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○ビルドを重視した行 財政運営の推進		スクラップ・アンド・ビルドを徹底し より有効な新たな事業内容や手法への見直し	→
○成果を重視した施策 立案手法の導入		効果的な施策展開のためのブラッシュアップを図る	→

(1) 事務事業（見直し事業）

令和3年度に実施した事務事業の見直しにおいて、令和4年度に事業のあり方等を検討することとした6事業について、以下の方向性による施策展開を検討（※詳細は個票参照）

No.	事業名	改善の方向性 (令和3年度時点)	見直し内容
1	ひょうご地域創生 交付金	市町の施策ニーズを踏まえた新たな事業の創設を令和4年度中に検討	県施策と連動した市町施策を支援する「県・市町連携枠」、持続可能な多自然地域づくりを支援する「多自然地域支援枠」からなる「躍動する兵庫応援事業」を創設、また、ひょうご地域創生交付金の財源を活用し、新たに高校生の部活動等を支援
2	地域再生大作戦	未実施集落元気度調査の結果及び市町の集落対策方針を踏まえ、新たな事業展開を検討	「市町による地域への総合的施策の展開」と「県による市町への後方支援」を基本とした重層的な支援体制のもと、持続可能な生活圏形成に向けた「持続可能な多自然地域づくりプロジェクト」を展開
3	出会いサポート センター事業	民間との連携・役割分担を含め事業のあり方を令和4年度に検討	新システムの導入により利便性の向上を図るとともに、市町・民間事業者等と連携して多くの出会いの機会を提供し会員数や成婚数の増加を図る
4	老人クラブ 活動強化推進事業	市町・関係団体等との丁寧な合意形成を図る中で、コロナ禍による活動低下やクラブ数・会員数の減少を踏まえ、老人クラブ活動の活性化と支援のあり方を検討	コロナ禍における地域課題に対応する観点から、3年を目途に支援対象を拡充し、「新たな枠組み」による助成を実施
5	市街地再開発事業	市街地の課題に対応するため、空き家・空き店舗対策として空家活用特区内での支援や、老朽化マンション建替への支援を検討	神戸市内において、今後県政改革期間内に国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業について、今後、補助の方針を取りまとめ、県費による補助のあり方を検討
6	神戸マラソン開催費	国内外への震災復興の発信など一定の成果を収めたことから、令和5年度以降の県支援のあり方を見直し	令和4年度に県・神戸市関係者で設置した検討委員会にて、新たな神戸マラソンの在り方について検討（令和5年度は現行どおり開催）

1 行政施策	(1) 事務事業	1	躍動する兵庫応援事業【県・市町連携枠】 (旧：ひょうご地域創生交付金(～R4))
		予算(うち一般財源)	300百万円(300百万円)

① 見直しの視点

ひょうご地域創生交付金の財源としてきた地域創生基金が枯渇すること、市町の創意工夫による新たな地域創生の取組が進んできたものの、さらなる国交付金活用の余地が大きいこと等を踏まえ、事業のあり方を検討(令和4年度は経過措置として予算規模を1/2に縮減のうえ実施)

② 見直し内容(改善の方向性)

- 令和5年度以降は、多自然地域の支援等市町の施策ニーズを踏まえた新たな事業として、県施策と連動した市町施策を支援する「県・市町連携枠」、及び持続可能な多自然地域づくりを支援する「多自然地域支援枠」からなる「躍動する兵庫応援事業」を創設
- 県の重点施策と連動した市町単独施策をハード・ソフトの制限なく幅広く支援し、市町の政策選択の自由度を高め、県と市町双方に事業効果を発現
- 「県・市町連携枠」の補助対象を税収や留保財源の少ない政令・中核市等を除く一般市町に重点化した上で、財政力に応じた補助率を設定

【制度概要】

配分スキーム	<table border="1"> <tr> <td> <p>県・市町連携枠 3億円</p> </td> <td> <p>多自然地域支援枠 (持続可能な多自然地域づくりプロジェクト) 2億円</p> </td> </tr> </table>	<p>県・市町連携枠 3億円</p>	<p>多自然地域支援枠 (持続可能な多自然地域づくりプロジェクト) 2億円</p>
<p>県・市町連携枠 3億円</p>	<p>多自然地域支援枠 (持続可能な多自然地域づくりプロジェクト) 2億円</p>		
県・市町連携枠	<p>1 補助対象事業 県重点施策と連動した市町単独事業</p> <p>2 補助対象 政令・中核市を除く一般市町(普通交付税不交付団体を除く)</p> <p>3 補助率(申請団体の財政力指数に応じて設定) 0.4未満: 2/3 0.4以上0.8未満: 1/2 0.8以上: 1/3</p> <p>4 補助事業費申請上限額 1市町あたり20,000千円(事業数制限なし)</p>		

【参考】ひょうごの未来を担う高校生等の部活動等応援事業(予算額:395,000千円)

- 上記事業における補助対象の重点化により生み出される財源を活用し、新たに高校生の部活動等を支援
- 生徒等が充実した学校生活を送ることができる環境整備として、授業や部活動で使用する用具・備品、各校の状況や特色に応じた整備を集中的に実施
- また、部活動を行う生徒からの要望がある、学校グラウンドの芝生化のモデル整備を展開

【工程表(R5～R7)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R5年度	R6年度	R7年度
○事業のあり方の見直し	事業創設		事業の見直し →

1 行政施策	(1) 事務事業	2	躍動する兵庫応援事業 【多自然地域支援枠（持続可能な多自然地域づくりプロジェクト）】 （旧：地域再生大作戦（～R4））
		予算（うち一般財源）	199 百万円（199 百万円）

① 見直しの視点

事業創設後 10 年以上が経過しており、近年、新規の事業採択数、特に小規模集落単独の取組による事業が減少傾向にあることから、新たな事業の進め方やあり方を検討

【採択数】 R1:29 地区(単独 11)、R2:19 地区(単独 3)、R3:10 地区(単独 2)

② 見直し内容（改善の方向性）

- 令和 3 年度に実施した未実施集落調査の結果等を踏まえ、令和 4 年 5 月から市町参画のもと専門家を入れた新たな事業展開検討会を 4 回開催
- 小規模集落の増加や地域運営の担い手の枯渇などによって、県単独で展開してきた集落単位での維持・活性化対策が困難。このため、市町とも丁寧な議論を重ねつつ、「市町による地域への総合的施策の展開」と「県による市町への後方支援」を基本とした重層的な支援体制のもと、持続可能な生活圏形成に向けた「持続可能な多自然地域づくりプロジェクト」を展開

項目	地域再生大作戦 (H20～R4)	持続可能な多自然地域づくりプロジェクト (R5～)
目的	小規模集落の維持・活性化に向けたモデルづくり	多自然地域の持続可能な生活圏の形成に向けた地域づくり
対象地域	多自然地域の小規模集落(約 800 集落)	多自然地域の全集落(約 3,000 集落)
対象市町	都市部を除く 29 市町	都市部を含む 37 市町
事業主体	県	県、市町（重層支援体制）
役割分担	県	集落への直接支援
	市町	市町への広域的、専門的な後方支援 専門家派遣、人材養成、シクタンク、関係人口マッチング等
		地域への総合的施策の展開 コミュニティ施策をベースとした地域への伴走支援

【新たな市町支援の創設】

(1) 「持続可能な生活圏」形成支援事業（予算額：30,667 千円）

広域の地域運営体制を構築し、持続可能な生活圏形成に向けた集落対策や生活機能確保等を総合的・戦略的に取り組む市町を支援

- 計画件数：37 件（対象全市町×1 件）
- 対象経費：地域活動(ソフト)及び整備(ハード)経費
- 補助上限：3 年間合計で 5,000 千円（補助率 1/2）

(2) 市町地域伴走支援体制整備事業（予算額：20,254 千円）

地域おこし協力隊 OB 等の人材活用による地域伴走支援体制の立ち上げを支援

- 計画件数：16 件（過疎地域を有する市町×1 件）
- 対象経費：体制整備、人材発掘経費等
- 補助上限：3 年間合計で 7,500 千円（市町平均※）（補助率 1/2）

※市町内対象地域数により変動

【工程表 (R5～R7)】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○事業のあり方の見直し	新たな事業を展開		>

1 行政施策	(1) 事務事業	3	ひょうご出会い支援事業 (旧：出会いサポートセンター事業(～R4))
		予算(うち一般財源)	72百万円(63百万円)

① 見直しの視点

個別お見合いや出会いイベントの参加者数が減少し、成婚数も減少していることから事業の必要性について検討

<直近の事業実績>

区分	H30	R元	R2	R3	R3/H30(ｺﾏ前)比
会員数(人)	4,978	4,176	3,562	3,306	66.4%
プロフィール閲覧数(回)	15,692	13,104	464,076	539,838	約34.4倍
成婚数(組)	133	135	127	93	69.9%

※R2.7から自宅から閲覧ができるスマホ婚活システムが導入されたこと等によりプロフィール閲覧数増加

② 見直し内容(改善の方向性)

AIによるマッチング等、新システムの導入により利便性の向上を図るとともに、市町・民間事業者等と連携して多くの出会いの機会を提供しコロナ禍の出控えで減少した会員数や成婚数の増加を図る

(1) 地域センター(10カ所)を神戸本部に統合した上で事業を実施

(2) 新システムの導入により利便性の向上を図る

- ・ 登録からお見合いまでを全てオンラインで可能とする
- ・ AIによるマッチングシステムを導入し相性のよい相手を幅広く紹介
- ・ スタッフによる会員へのアドバイスなどマンツーマン支援も重視

【今後の展開】

新システムの導入を機に、市町や民間事業者等との連携を強化し、会員数や成婚数の増加に向けた取組を実施

- ・ WEB・SNSを使った広報キャンペーンの実施
- ・ 民間ノウハウを活用した県内各地での出会いイベントの開催
- ・ 市町と協働でイベントや相談会を実施する他、日常的な情報交換の窓口となるスタッフを配置
- ・ 令和6年度は希望者のニーズに沿ったきめ細やかなサービス提供をめざし、民間事業者を含めた企画提案コンペで事業者を選定する予定

【工程表(R5～R7)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R5年度	R6年度	R7年度
○事業実施の見直し	地域センター(10カ所)を神戸本部に統合		→
	→ 企画提案コンペで運営事業者を選定	選定事業者によるセンター運営	→
	新システム利用		→

1 行政施策	(1) 事務事業	4 老人クラブ活動強化推進事業
		予算(うち一般財源) 78百万円(78百万円)

① 見直しの視点

コロナ禍による活動低下やクラブ数・会員数の減少を踏まえ、老人クラブ活動の活性化と支援のあり方を検討

② 見直し内容(改善の方向性)

コロナ禍により、地域のつながりの希薄化、外出機会の減少によるフレイルの進行、地域活動の停滞など、新たな地域課題が顕在化した。これらを踏まえ、コロナ禍における地域課題に対応する観点から、3年を目途に支援対象を拡充し、「新たな枠組み」による助成を実施

(1) 「共生型助け合い活動」の新設

人とのつながりの機会が減少する中、高齢者、子育て世帯、障害者等の世代や属性を問わない地域の助け合い活動を支援(「子育て支援活動」「高齢者見守り活動」の対象拡充)

(2) 「会員加入促進活動」の新設

フレイル進行や地域のつながりが希薄化する高齢者の社会参加を促すため、会員の加入促進を支援

(3) 「地域活動の再開」の新設

感染拡大防止との両立を図りながら、地域活動の再開やウィズコロナ時代に対応した新たな活動等に取り組むクラブを支援

	現行	(補助額/月)	見直し(対象活動)		(補助額/月)
単 独	子育て支援活動	3,500円	【拡充】 共生型助け合い活動 (必須)	(継続) 伝承活動、昔遊び、 保育所・学校行事等参加	3,500円
	高齢者見守り活動			(継続) 独居高齢者の見守り、 施設入所者への訪問	
	-			・高齢者、子育て世代、障害者等の 支え合い活動(移動支援、買い物 支援、ゴミ出し、家事代行等)	
	-			・新規会員獲得に向けた広報、体験 参加事業等	
	-	【新設】 地域活動の再開 (任意)	・感染症拡大防止に関する備品購入 ・ウィズコロナに対応した在宅やオ ンラインによる活動		
	健康体操等	(※) 500円	同左	(継続) いきいきクラブ体操、 いきいき百歳体操等	(※) 500円
計		4,000円			4,000円

※ 県下全域で活動を展開していくためには、市町老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの指導・支援を行う県老人クラブ連合会の取組活動が必要なことから、引き続き、県老人クラブ連合会又は神戸市老人クラブ連合会に加盟するクラブを対象とする。

【工程表(R5~R7)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R5年度	R6年度	R7年度
○事業実施の見直し	新たな枠組みによる助成		→
			→ 支援対象等の検討

1 行政施策	(1) 事務事業	5 市街地再開発事業
		予算（うち一般財源） 1,473 百万円（74 百万円）

① 見直しの視点

県では、昭和 47 年からこれまで神戸市内の市街地再開発事業に対して 18 地区、総額約 164 億円補助し、土地の高度利用と都市機能及び居住環境の更新に貢献

また、現在施工中の神戸三宮雲井通 5 丁目地区でも総額約 164 億円補助する見込みであり、その他垂水中央東地区や北鈴蘭台駅前地区でも補助する等、直近では神戸市内での事業に補助が集中

これまでの経緯や、これからの県の厳しい財政状況を踏まえた上で、

○政令市内で実施される組合施行等の市街地再開発事業に対し補助を行っている道府県（本県除く）は 3 県のみであること

○組合施行等の事業の認可権限は神戸市に属すること

以上を踏まえ、神戸市内の市街地再開発事業に対する補助の考え方を見直し

② 見直し内容（改善の方向性）

神戸市内においては、着手済の 2 事業（神戸三宮雲井通 5 丁目、垂水中央東）について、補助を継続
 施行中の神戸三宮雲井通 5 丁目地区と西日本最大のバスターミナル等を一体整備する事業である神戸三宮雲井通 6 丁目地区については、未着手ではあるが現行どおりの補助を実施

神戸市内において、今後県政改革期間内に国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業について、今後、補助の方針を取りまとめ、県費による補助のあり方を検討

<令和 4 年度の検討状況>

・県と神戸市担当当局間にて以下の（見直しの考え方）に基づき協議中

（見直しの考え方）

・県の玄関口である神戸三宮地域の魅力及び都市競争力の向上は、県全体の交流人口拡大、地域活性化に貢献するため、当該地域の継続的なりノベーションは県においても重要であることから、県の厳しい財政状況等を踏まえつつ、政令市内での市街地再開発事業による県補助のあり方を検討

・これらの考え方にに基づき、神戸市内において、今後、県政改革期間内に国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業に対する県費による補助の方針を検討中

【参 考】 今後、全県的に増加が見込まれる市街地における空き家、老朽マンションへの支援を実施

○空き家・空き店舗対策の推進（28,717 千円）

空き家・空き店舗対策が必要な市街地の活性化を図るため、「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」により指定された特区内での支援を実施

○老朽化マンション建替への支援（7,500 千円）

築後 35 年以上経過した分譲マンションは、管理不全等による外壁等の落下の危険性が生じることや配管から漏水するなどの生活インフラが不十分な状態となることが多い

市街地においても、そのようなマンションの急増が見込まれており、その再生は喫緊の課題となることから、建替への支援を実施

【工程表（R5～R7）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○事業実施の見直し	<p>【既着手事業】（雲井通 6 丁目地区を含む） 現行の枠組で県費による補助を実施</p> <p>【新規着手事業】 今後、補助の方針を取りまとめ、県費による補助のあり方を検討</p>		➔

1 行政施策	(1) 事務事業	6	神戸マラソン開催費
		予算（うち一般財源）	89 百万円（69 百万円）

① 見直しの視点

- 神戸マラソンは国内外への震災復興の感謝と兵庫・神戸の魅力発信、県民・市民のスポーツの振興を図るため、県と神戸市の協働により実施
- 令和4年度は第10回という節目を迎えた大会であり、令和7年には震災30年の節目を迎える
- 今後の神戸マラソンの在り方については、これまで県と神戸市が協働で実施してきた経緯を踏まえつつ、ウィズコロナ、アフターコロナの視点から第10回の検証を行うとともに、今後ともランナーがより参加しやすく県民・市民の参画と協働により推進できる大会の在り方について見直し

② 見直し内容（改善の方向性）

- 令和4年度に県・神戸市関係者で「神戸マラソン将来構想検討委員会」を設置し、新たな神戸マラソンの在り方について、令和5年度中に検討
- 令和5年度は現行どおり開催

【工程表（R5～R7）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○県市負担の見直し			
新たな神戸マラソンの在り方について検討	→	在り方の見直し	→

(2) 投資事業

[県政改革方針]

① 通常事業

- ア 補助事業、単独事業について、地方財政計画の水準を基本とした事業費を設定する。
- イ 補助事業について、計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保する。

② 緊急措置事業

- ア 防災・減災対策など、本県の喫緊の課題に対し、国庫や地方交付税措置のある県債を活用することを基本に、事業費を確保する。
- イ 国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保する。

③ 大型投資事業

将来的な財政負担も考慮のうえ、事業計画や事業実施について個別に検討する。

④ 災害復旧事業

災害復旧事業については、必要額を別途措置する。

⑤ 社会基盤整備の推進

- ア 社会基盤整備プログラムや各種分野別計画に基づき、県民ニーズを的確に捉え、頻発化する自然災害や社会基盤を取り巻く課題への対応など、緊急かつ重要な事業への重点化を図り、着実に事業を実施する。
「備える」「支える」「つなぐ」の視点のもと、各種分野別計画に基づき、計画的・効率的に推進する。
- イ 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保を推進する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

ア 投資事業費総額（別途整理除く）

(7) 考え方

- ・ R3通常事業費における本県の地財シェアを用いて、従前の別枠事業のR3基本額を設定
- ・ R3基本額に、R4年度の地財伸びを乗じてR4基本額を設定
- ・ R5以降の基本額は、事業ごとに前年度基本額に地財伸びを乗じて設定

(4) 地財伸びの反映による令和5年度基本額の設定

a 通常事業

補助：R4基本額1,005億円 × 地財伸び 99.9% ≒ R5基本額1,005億円
単独：R4基本額 530億円 × 地財伸び100.0% = R5基本額 530億円

b 緊急措置事業（補助：防災・減災、国土強靱化加速化対策事業）

令和4年度経済対策補正に前倒しされたため、令和5年度基本額は0億円
（参考）R4経済対策補正418億円

c 緊急措置事業（単独：緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業、緊急浚渫推進事業）

単独：R4基本額 × 地財伸び100.0% = R5基本額

d 緊急措置事業（単独：公共施設等適正管理推進事業）

単独：R4基本額 35億円 × 地財伸び 82.8% = R5基本額 30億円

e 緊急措置事業（単独：脱炭素化推進事業）

地財事業費の1.5%を基本に他の緊急措置事業（単独）との事業費に対する交付税措置率の違い(※)を考慮した上で緊急措置事業として5億円を設定

$$R5地財1,000億円 \times 本県シェア1.5\% \times 事業費に対する交付税措置率差27\%/70\% \div 5億円$$

(※)緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債、緊急浚渫推進事業債

充当率100%、交付税措置率 70% → 事業費に対する交付税措置率 70%

脱炭素化推進事業債

充当率 90%、交付税措置率 30% → 事業費に対する交付税措置率 27%

(単位：億円)

区 分	R4基本額	R5基本額	備 考
通常事業	1,535	1,535	
補助	1,005	1,005	R4基本額×地財伸び99.9%
単独	530	530	R4基本額×地財伸び100.0%
緊急措置事業	185	185	
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410) 0	(420) 0	
緊急自然災害防止対策事業	60	60	R4基本額×地財伸び100.0%
緊急防災・減災事業	75	75	
緊急浚渫推進事業	15	15	
公共施設等適正管理推進事業	35	30	R4基本額×地財伸び82.8%
脱炭素化推進事業		5	地財1,000億円×1.5%×27/70
計	(2,130)1,720	(2,140)1,720	

※ () はR3・R4経済対策補正の計上額を含めた場合

イ 別途整理

災害に強い森づくり等事業（県民緑税（超過課税）） 25億円

（参考）県庁舎等再整備事業（一部基金積立金で対応）10億円～200億円

ウ 補正予算の見直し

(ア) 令和4年度以降、投資事業の補正予算は原則、当該年度の収支に影響しない国の経済対策に呼応した補助事業の補正に限ることとし、本県実負担が増加しない範囲で、令和10年度までの後年度事業費の前倒しとして実施

(イ) 国内示増による補正予算は、後年度事業の前倒しを前提に、税収動向など財政状況を勘案し、毎年度対応を検討

エ 補助・単独の振替について

当初予算において、本県実負担が増加しない範囲で、補助・単独事業間、通常・緊急措置事業間で相互に事業費を振り替える仕組みを設定

オ 令和10年度までの事業費 ※5億円単位で計上しているため、実際の予算計上額と異なる

(7) 基本額

(単位：億円)

区 分	R4 当初	R5 当初	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,005	1,005	1,345	1,345	1,005	1,005	1,005
通常	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
緊急措置事業			340	340			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410)	(420)	340	340			
投資単独	715	715	715	700	560	530	530
通常	530	530	530	530	530	530	530
うち県単土木	255	255	255	255	255	255	255
緊急措置事業	185	185	185	170	30		
緊急自然災害防止対策事業	60	60	60	60			
緊急防災・減災事業	75	75	75	75			
緊急浚渫推進事業	15	15	15				
公共施設等適正管理推進事業	35	30	30	30	30		
脱炭素化推進事業		5	5	5			
計	1,720	1,720	2,060	2,045	1,565	1,535	1,535
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
合 計	1,745	1,745	2,085	2,070	1,590	1,560	1,560

(2,155) (2,165)

(参考) 県庁舎等再整備事業			10	80	200	170	35
----------------	--	--	----	----	-----	-----	----

※ 県庁舎等再整備事業については、R元年度に策定した県庁舎等再整備基本構想に基づく事業費をR6年度以降に仮計上し、財政フレームに反映

※ () はR3・R4経済対策補正の計上額を含めた場合

(4) 事業費振替後

(単位：億円)

区 分	R4 当初	R5 当初	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,005	1,040	1,355	1,355	1,010	1,005	1,005
通常	1,005	1,040	1,015	1,015	1,010	1,005	1,005
緊急措置事業			340	340			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410)	(420)	340	340			
投資単独	675	665	675	660	560	530	530
通常	550	535	550	550	530	530	530
うち県単土木	275	275	275	275	255	255	255
緊急措置事業	125	130	125	110	30		
緊急自然災害防止対策事業	50	50	50	50			
緊急防災・減災事業	25	25	25	25			
緊急浚渫推進事業	15	20	15				
公共施設等適正管理推進事業	35	30	30	30	30		
脱炭素化推進事業		5	5	5			
計	1,680	1,705	2,030	2,015	1,570	1,535	1,535
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
合 計	1,705	1,730	2,055	2,040	1,595	1,560	1,560

(2,115) (2,150)

(参考) 県庁舎等再整備事業			10	80	200	170	35
----------------	--	--	----	----	-----	-----	----

(参考) R4 当初フレームからの比較

■ R4 当初フレーム

(単位：億円)

区 分	R4 当初	R5	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,005	1,345	1,345	1,345	1,005	1,005	1,005
通常	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
緊急措置事業		340	340	340			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410)	340	340	340			
投資単独	675	675	675	660	565	530	530
通常	550	550	550	550	530	530	530
うち県単土木	275	275	275	275	255	255	255
緊急措置事業	125	125	125	110	35		
緊急自然災害防止対策事業	50	50	50	50			
緊急防災・減災事業	25	25	25	25			
緊急浚渫推進事業	15	15	15				
公共施設等適正管理推進事業	35	35	35	35	35		
脱炭素化推進事業							
計	1,680	2,020	2,020	2,005	1,570	1,535	1,535
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
合 計	1,705	2,045	2,045	2,030	1,595	1,560	1,560

(2,115)

(参考) 県庁舎等再整備事業		10	80	200	170	35	45
----------------	--	----	----	-----	-----	----	----

■ 事業費振替後との差引

(単位：億円)

区 分	R4 当初	R5	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助		△305	10	10	5		
通常		35	10	10	5		
緊急措置事業		△340					
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業		△340 (80)					
投資単独		△10			△5		
通常		△15					
うち県単土木							
緊急措置事業		5			△5		
緊急自然災害防止対策事業							
緊急防災・減災事業							
緊急浚渫推進事業		5					
公共施設等適正管理推進事業		△5	△5	△5	△5		
脱炭素化推進事業		5	5	5			
計		△315	10	10			
災害に強い森づくり等事業							
合 計		△315	10	10			

(80)

(参考) 県庁舎等再整備事業		△10	△70	△120	30	135	△10
----------------	--	-----	-----	------	----	-----	-----

カ 大型投資事業

区 分	見直し内容・今後の検討内容
県庁舎等再整備事業	将来の元町全体のグランドデザインを神戸市と連携して策定していく中で、働き方改革を踏まえた県庁舎のあり方を検討 現庁舎の安全対策については、令和4年度に実施の詳細な耐震診断（時刻歴応答解析）の結果を踏まえ検討
伊丹庁舎新館等整備事業	伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結
ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備事業	障害者スポーツ振興全体のあり方を検討する中で、障害者スポーツ施設のあり方について検討
但馬空港の機能強化	「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」での議論を踏まえ、但馬地域の振興のために但馬空港において取り組むべき施策について慎重に検討
県立都市公園の整備・管理	パークマネジメント (Park-PFI 等) による民間投資の導入を検討
大規模アリーナの整備	慎重に整備の可能性を検討してきたが、アリーナの整備・運営には莫大な費用が必要と見込まれることから、コロナ禍による厳しい財政状況を踏まえ、整備の検討を凍結

キ 社会基盤整備の推進

(7) 整備の基本的な考え方と取組内容

「ひょうご社会基盤整備基本計画」を基本方針として、社会基盤整備を計画的・効率的に推進する各種分野別計画及び地域別計画である「社会基盤整備プログラム」に基づき、県民ニーズを的確に捉え、社会経済情勢の変化や頻発化する自然災害への対応など、必要性・緊急性の高い事業へ重点化を図り、着実に事業を推進

[主な取組内容]

	区 分	主な内容
備 え る	津波対策の推進	
	* 津波防災インフラ整備計画(平成26～令和5年度)	湾口防波堤の整備 福良港海岸(南あわじ市) 港口水門の整備 沼島漁港(南あわじ市) 防潮堤の沈下対策 尼崎西宮芦屋港海岸(尼崎市) 水門の整備 新川(西宮市)
	* 日本海津波防災インフラ整備計画(令和元～令和10年度)	防潮堤の整備 柴山港海岸(香美町) 防潮堤の洗掘防止対策 香美久美浜線(香美町)
	地震対策の推進	
	* ひょうご道路防災推進10箇年計画(令和元～令和10年度)	橋梁の耐震強化 10橋 国道176号 久代高架橋(三田市)、 国道250号 新網干大橋(姫路市)他 道路法面の防災対策 26箇所 国道429号(朝来市)、県道洲本五色線(洲本市)他
	* 地域の防災道路強靱化プラン(平成26～令和5年度)	緊急輸送道路の未改良区間の2車線化 約10km 県道川西篠山線(猪名川町)、県道三田後川上線(三田市)他
	総合的な治水対策等の推進	
	* 河川対策アクションプログラム(令和2～令和10年度)	河川改修等の推進 武庫川、市川、加古川、円山川、津門川 他 既存ダムの有効活用 引原ダム 河川中上流部治水対策 志筑川(淡路市)、穴見川(豊岡市)他 堆積土砂撤去の推進 千種川(赤穂市)、杉原川(多可町)他
	水利施設管理強化事業(令和4年度～) ※補助期間3年(令和4年度指定ため池は令和6年まで補助)	ため池の期間放流の取組を拡大 神戸県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局、 中播磨県民センター、西播磨県民局、 但馬県民局、丹波県民局、淡路県民局の各管内
	* 兵庫県ため池防災工事等推進計画(令和3～令和12年度)	危険度の高い農業用ため池の改修・廃止着手箇所数 59箇所 八京池(洲本市)他
	* 兵庫県高潮対策10箇年計画(令和元～令和10年度)	防潮堤の嵩上げ、水門・排水機場の整備 尼崎西宮芦屋港海岸[枝川町](西宮市)、 新川・東川統合排水機場(西宮市)他
	山の管理の徹底・土砂災害対策の推進	
	* 第4次山地防災・土砂災害対策計画(令和3～令和7年度)	砂防堰堤等整備着手箇所数 71箇所 山野里川(上郡町)、谷山地区(豊岡市)他 治山ダム整備着手箇所数 116箇所 市島町中竹田地区(丹波市)、但東町赤花地区(豊岡市)他
	災害発生後における道路輸送円滑化対策の推進	
	* 緊急輸送道路強靱化5箇年計画(令和3～令和7年度)	河岸浸食・冠水対策 県道豊岡瀬戸線(豊岡市)他 土砂災害対策 国道373号(佐用町)他 大規模浸水対策 県道豊岡インター線(豊岡市)他

	区 分	主な内容	
支える	地域のくらしや交流を支える道路整備の推進		
	国道・県道の整備推進	国道 429 号〔榎峠バイパス〕(丹波市)、県道豊岡竹野線〔桃島バイパス〕(豊岡市) 他	
	* 渋滞交差点解消プログラム (令和元～令和 5 年度)	都市計画道路国道 2 号線〔加古川橋〕(加古川市) 県道大江島太子線〔下太田交差点〕(姫路市) 他	
	* 踏切すっきり安心プラン (令和元～令和 5 年度)	県道太子御津線 茶ノ木踏切 (姫路市)、市道西明石 375 号線 南畑踏切 (明石市) 他	
	* 自転車通行空間整備 5 箇年計画 (令和元～令和 5 年度)	県道尼崎停車場線 (尼崎市)、国道 427 号 (多可町) 他	
	* 通学路安全対策 5 箇年計画 (令和元～令和 5 年度)	県道中島揖保川線 (たつの市)、県道西脇八千代市川線 (市川町) 他	
	都市を支える基盤整備の推進		
	連続立体交差事業・街路網の整備推進	J R 山陽本線東加古川駅付近 (加古川市) 都市計画道路国道線 (姫路市) 他	
	力強い農林水産業を支える基盤づくり		
	* 農地整備 10 箇年推進プログラム (令和 4～13 年度)	優先度の高いほ場整備事業等実施箇所数 35 箇所 九鹿地区 (養父市) 他	
* 第 3 期ひょうご林内路網 1,000km 整備プラン (令和元～令和 5 年度)	整備延長 200km 須留ヶ峰線 (養父市、朝来市) 他		
つなぐ	ミッシングリンクの解消		
	* ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画 (令和元～令和 32 年度)	基幹道路延長に対する供用延長の割合 85% 大阪湾岸道路西伸部 (神戸市) 名神湾岸連絡線 (西宮市) 播磨臨海地域道路 (神戸市～太子町) 北近畿豊岡自動車道 (豊岡市～丹波市) 山陰近畿自動車道 (新温泉町～豊岡市) 他	
	高速道路の利活用		
	高速道路の利活用の推進	大鳴門橋自転車道 (南あわじ市)	
	港湾の機能強化・利用促進		
	港湾施設の整備推進 (令和元～令和 10 年度)	姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアル (姫路市)、淡路交流の翼港 (淡路市) 他	
	計画的・効率的な老朽化対策の実施		
	* ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画 (令和元～令和 10 年度)	橋梁	老朽化対策を完了する橋梁数 68 橋 県道と久今宿線 岡田陸橋 (姫路市) 他
		トンネル	老朽化対策の完了するトンネル数 4 箇所 国道 178 号 穴見トンネル (新温泉町)
		岸壁等係留施設	姫路港須加地区-3.5m 物揚場 (姫路市) 他
都市の環境改善			
* 兵庫県無電柱化推進計画 (令和元～令和 5 年度)	県道生瀬門戸荘線 (宝塚市)、(都) 尾上小野線 (安田) (加古川市)		

(イ) 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保の推進

a 建設業育成魅力アップ事業の推進

「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」を引き続き設置し、官民連携のもと、建設業のイメージアップや若年者の入職促進等を推進

工業高校、定時制・通信制高校等との連携強化

- ・ 三田建設技能研修センターにおける一日体験セミナーの実施
- ・ インターンシップの受入や現場見学会等の実施
- ・ 建設業の魅力を伝える出前説明会や入職促進に繋がる資格取得支援講習会を開催
- ・ 女子高校生と女性技術者との意見交換会を開催
- ・ 建設企業が定時制高校生等を期間雇用し、働きながら技能を習得するための訓練を実施

小中学生向け体験イベントなど戦略的なイメージアップ事業の展開

- ・ 将来の担い手となる小中学生を対象とした体験イベントの開催
- ・ 建設業に携わる技術者・技能者の活躍を新聞紙面で紹介

b 若手・女性技術者など担い手の確保

総合評価落札方式における若手・女性技術者の確保・育成（R5年度も継続実施）

建設技術者の確保・育成の更なる促進を図るため、総合評価落札方式の一部の工事において、配置予定技術者に若手・女性技術者を配置した場合に加点評価する取組を実施

c 新規中小企業者の育成

総合評価落札方式における「企業チャレンジ型」の実施（R5年度も継続実施）

地域に密着した新たな担い手となる新規中小企業者を育成するため、過去の施工実績を過度に評価しない新たな総合評価落札方式の一部の工事において実施

d 社会基盤 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

建設業全体の生産性向上を図るため、ICT活用工事や測量・設計段階における3次元データの活用などデジタル化を推進

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5年度	R6年度	R7年度
○投資事業費の見直し			➤
	地方財政計画の水準を基本に事業費を設定		
○大型投資事業の見直し			➤
	事業計画や実施手法等について引き続き検討		

(3) 公的施設等

[県政改革方針]

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策等について人材面・技術面から支援するとともに、市町連携を推進する。

イ 改修・更新時において、感染症対策として抗菌設備等の採用、CO₂排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースなど、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

② 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

ア 公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFI制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

イ すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する。また、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

運営にあたっては、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることにより、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県有施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上、施設の有効活用など計画的な施設管理に取り組む。

(7) 統一的な方針に基づく施設管理の推進

区分		主な取組内容
施設総量の適正化		老朽化状況や県民ニーズの変化、将来にわたる地域活性化等の観点を踏まえ、総量の適正化のための施設の集約等を推進
老朽化対策	計画修繕	概ね築20年を迎える施設等について、老朽化が軽微である初期段階での機能・性能の保持・回復を図る予防保全を実施 〔県立大学、武道館等12施設〕
	長寿命化	概ね築45年又は耐震改修後20年を超え老朽化が進行する施設について、建物全体の機能・性能の向上を図る大規模改修を実施 〔皮革工業技術支援センター、フラワーセンター等7施設〕 〔尼崎高等学校等7校〕
	環境整備	経年による施設機能の老朽化等を踏まえた環境整備を実施 〔洲本実業高等学校等10校(トイレの洋式化)〕
安全性の向上		耐震性能が不足する施設の耐震化を実施 〔県営住宅の耐震化〕 〔道路・上下水道などのインフラ施設の耐震化・安全対策〕
施設の有効活用		空きスペースが生じた施設等の有効活用を推進

(イ) 総括的なフォローアップの実施

「兵庫県公共施設等総合管理連絡会議」において、関係部局の情報を共有・連携し、各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組の進行管理を実施する。

(ウ) 第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」（令和3年度策定）に基づき、施設の長寿命化やトイレ改修、空調設備の設置など、安心・安全な環境の整備を推進する。

イ 市町管理施設への支援

専門人材の不足や人口減少による経営環境の悪化など市町が抱える課題を踏まえ、兵庫県まちづくり技術センターとも連携しながら、道路や橋梁、上下水道など市町管理施設の老朽化対策や公共施設の市町連携を支援する。

区分	主な取組内容
公共土木インフラ	○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努めるとともに、引き続き、兵庫県まちづくり技術センターと連携しながら、必要な市町支援に取り組む。
	市町インフラの長寿命化修繕計画策定を支援 〔橋梁：尼崎市等9市町3,575橋〕
	市町橋梁、トンネル及び舗装定期点検の地域一括発注業務を受託 〔橋梁：姫路市等23市町3,004橋、トンネル：相生市等7市町11トンネル〕
	技術的な問合せ等への総合支援 〔ワンストップ窓口による設計・積算・工事監理、インフラ老朽化、まちづくり等に関する相談支援〕
水道施設	○県内の水道事業体が将来にわたり安定的に経営を維持するために、水道事業の広域連携を促進し、施設の統廃合や設計・積算・工事監理等について支援する。
	水道事業広域連携実施計画の更新 〔地域の実情に応じた広域連携計画の立案〕
	施設の統廃合等に関する計画、設計、積算・工事監理等への支援 〔姫路市、播磨高原広域事務組合、淡路広域水道企業団、太子町、新温泉町等〕
下水道施設	○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努め、必要な市町支援に取り組む。
	平成29年より兵庫県生活排水効率化推進会議を立ち上げ、生活排水処理施設の統廃合の更なる促進や、市町の枠を超えた広域化・共同化を推進 〔生活排水処理施設数 平成29年7月末 568箇所 → 令和4年3月末 505箇所（△63箇所）〕
公共施設	○市町連携に向けて取り組む。
	公共施設の共同運用・機能分化に対する支援 〔文化ホール等の公共施設について、市町連携による住民の利便性向上、運営の合理化を促進するため、共同運用等に対してハード・ソフト両面から総合的に支援〕

② 民間活力を活かした施設設備や管理運営の推進

ア 施設整備（新規・建替）等における民間活用手法の優先的検討

令和4年度に策定した「PFI 導入に関するガイドライン」に基づき、一定規模以上の公共施設の新設・建替の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用する PFI 制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かした施設整備や管理運営を推進する。

(7) PFI 制度等の優先的検討に係る対象施設

- ・施設整備費が10億円以上の事業（維持管理・運営に係る経費は除く）
- ・庁舎、県営住宅、公舎、医療施設、社会福祉施設、観光施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設、学校施設、警察施設、空港、廃棄物処理施設、上水道施設、下水道施設、都市公園

(4) 本県の導入検討中の事例

- ・県営住宅初の PFI を活用した建替事業の実施に向け、実施方針や公募条件等を検討し、建替・集約で発生した公有地の有効活用を図り地域活性化に貢献
- ・県立都市公園についてパークマネジメント（Park-PFI 等）による民間投資の導入を検討

イ 施設管理における民間参入の促進

(7) 既存の指定管理施設の原則公募化

既存の指定管理施設は、「指定管理者制度に関するガイドライン（R4.7 改訂）」に定める実施方針に基づき、原則公募による指定管理者の選定を推進する。

[公募に関する実施方針]

a 次期指定管理者の選定に向けて取り組む事項

- (a) 民間事業者へのサウンディング調査
- (b) 地元市町、施設関係者などとの合意形成に向けたヒアリング・説明
- (c) 施設の老朽化や修繕の必要性の検討、県施策推進への影響などの整理

b 指定管理者の選定方針

◎選定に向けた施設分類

施設分類	指定管理者の選定
従前から公募を行っている施設	原則公募
事業者の参入意欲 ^{※1} が高い施設	原則公募 (導入時期は個別状況 ^{※2} を踏まえ判断)
事業者の参入意欲が低い施設	状況の変化に応じ公募を検討 (当面は非公募で対応)

※1 サウンディング調査における民間事業者の意向等

※2 関係者等との合意形成の状況や県施策への影響等

(イ) 公的施設等における適正な評価の実施

施設の適正な管理運営とサービスの一層の向上を図るため、管理運営状況について施設所管課による評価を実施するとともに、指定管理施設においては、指定管理者による自己評価、施設所管課による評価、次期指定管理者選定による外部評価など評価システムを適切に機能させる。

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○PFI 制度等の優先検討			→
	「PFI 導入に関するガイドライン」に基づく優先的検討の実施		
○指定管理者制度の原則公募化			→
	「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づく指定管理者制度の適切な運用		

(4) 試験研究機関

[県政改革方針]

先端技術の進展や県民ニーズの変化等を踏まえ、業務の重点化、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な経営手法の徹底等の視点から、各機関のあり方について見直しを行う。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

【見直しの実施】

県が設置する各試験研究機関のあり方について、令和4年度に実施した自己評価結果等を踏まえ、令和5年度における各試験研究機関の中期事業計画策定のタイミング等とあわせて、以下の視点に基づいた見直しを実施する。

[見直しの視点]

① 業務の重点化

大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図るとともに、県として実施すべき必要性が低下している事業については廃止又は縮小を検討

② 研究体制

ア 産学官連携による共同研究や、外部人材のさらなる活用、業務のデジタル化等、研究課題に機動的に対応するための弾力的で効率的な組織・研究体制を整備

イ 業務の重点化等を踏まえ、研究職が、行政課題により効果的に対応した質の高い行政サービスを実施することができるよう、研究職のあり方を検討

③ 効果的、効率的な経営手法

ア 外部資金の積極的な活用、業務に関する目標の設定、評価システムの推進等、効率的・効果的な運営手法の徹底

イ 公設試の広域連携の進展や他団体における独立行政法人化等の動向を踏まえ、より効果的、効率的な運営形態のあり方について検討

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5年度	R6年度	R7年度
○試験研究機関の見直し	→	→	→
	各試験研究機関において見直しを実施	見直し内容に基づき取組を実施	

(R5 年度各試験研究機関の重点的な取組)

① 研究機能の強化・重点化

ア 農林水産技術総合センター

- ・試験研究の推進、検証等
試験研究の推進、検証、新規研究課題化の検討や試験研究機器の計画的整備等を実施

イ 工業技術センター

- ・「ものづくり」と「情報」の連携
AI・IoT、センシング技術、3Dプリンティング技術、ローカル5G等の活用・普及により、ものづくりのDX化を推進
- ・SDGsの推進に貢献する技術シーズの蓄積
地場産業等におけるエシカルなものづくりの推進

ウ 健康科学研究所

- ・迅速・効率的な検査手法の検討
今後の先端検査技術の研究推進に向け、最新分析装置を有効活用できる人材を育成

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・リハビリテーション中央病院と連携したロボットリハビリテーションセンターの充実・強化
最先端歩行再建センターの運営や、HAL 西日本教育センターの運営
- ・企業の介護ロボット等の開発支援・福祉施設への導入支援
次世代型住モデル空間、企業連携・交流機能スペースを活用した介護ロボット等開発支援等

② 弾力的な運営体制の整備

ア 農林水産技術総合センター

- ・大学、企業、自治体等との連携促進
共同研究の推進や、取組中の共同研究内容の検証、推進

イ 工業技術センター

- ・大学等との連携
神戸大学・兵庫県立大学との研究機器相互利活用の仕組みの構築
- ・共同研究の推進
大学、企業等との共同研究の推進

ウ 健康科学研究所

- ・共同研究の推進
神戸大学・兵庫県立大学等との共同研究を推進

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・産学官連携による共同研究の推進
大学や企業と積極的に連携し、現場で本当に役立つ福祉機器を開発

③ 効果的な経営の徹底

ア 農林水産技術総合センター

- ・技術開発の推進
試験研究の推進により年間25件の技術を開発
- ・外部資金の獲得
産学官連携プロジェクトや企業との共同研究等により外部資金の獲得を推進

イ 工業技術センター

- ・広域連携の推進
関西広域産業共創プラットフォーム事業を通じた広域的な企業マッチングと、関西広域連合内公設試間の連携を推進
- ・外部資金の獲得
科学研究費助成事業（日本学術振興会）等の外部研究資金の獲得

ウ 健康科学研究所

- ・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

(5) 県営住宅事業

[県政改革方針]

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFI を活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

④ 新たな施策展開

福祉施策との連携、建替事業における市町との連携、ポストコロナ社会への対応など、多様な需要に対応した施策を展開する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

ア 計画的な建替事業の推進

入居者の移転が効率的かつ円滑に進むように、計画的に建替事業を推進する。

[令和5年度]

区分	内容
実施箇所	洲本宇原住宅 ほか

イ 集約の加速化

移転先住戸の改修や団地内集約を進め、集約事業を加速化する。

[令和5年度]

区分	内容
実施箇所	加古川神野鉄筋住宅 ほか

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

ア 耐震化の推進

令和12年度に耐震化率おおむね100%を目標として、耐震上課題のある高層住宅について、耐震改修工事を推進する。

[令和5年度]

区分	内容
耐震化率	目標 96%
実施箇所	上湊川高層住宅

イ バリアフリー化の推進

令和 12 年度にバリアフリー化率 80%を目標として、長期活用する中層住宅について、住戸及び共用部分への手すりやエレベーター設置等を推進する。

[令和 5 年度]

区分	内容
バリアフリー化率	目標 72%
実施箇所	加古川西鉄筋住宅

ウ 計画的な修繕の実施

限られた予算の中で県営住宅の効率的な整備を進めるため、予防保全的で計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化を推進する。

[令和 5 年度]

区分	内容
実施箇所	南芦屋浜高層住宅 ほか

エ 社会的課題への迅速な対応

ウクライナからの避難民や課題を抱える妊産婦、DV被害者などに県営住宅を提供する。

また、空き住戸や集会所を活用し、民間事業者と連携しながら、フレイル予防、自立支援、リハビリ実施、介護予防等の高齢者支援を促進する。

オ 駐車場設置の適正化・管理の効率化

駐車場の附置義務の見直しを市町に働きかけるとともに、民間事業者の活用による駐車場管理の効率化や空き区画の外部貸しを推進する。

カ 入居率の向上

令和 12 年度の入居率 90%を目標に、若中年単身者の入居促進、空き住戸補修期間の短縮、当選後の入居辞退の減少、不人気住宅の季節に応じた集中募集、360 度カメラによるネット見学やオープンハウスの開催等入居率向上への取組を推進する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFI を活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

ア 使用料収入の確保

入居率を向上させ、使用料収入の増大を目指すとともに、債権管理目標の達成に向けて、家賃収納対策を実施する。

[令和 5 年度]

区分	内容
家賃収納対策	・ 県営住宅使用料の口座振替制度の促進 ・ 生活保護世帯に対する代理納付制度の活用 ・ 年 10 回の夜間督促 等

イ 民間活力による効率的な管理の推進

令和4年度、新たに神戸市（西区・明舞地区を除く）を民間公募により指定管理者に選定した。より効率的な管理運営を推進するため、さらに、現在8地区に分かれている指定管理区域の集約を検討する。

[令和5年度]

区分	内容
公募による 管理地区	神戸市（西区・明舞地区を除く）、 神戸市西区・明舞地区、阪神南地区、 阪神北地区、東播磨地区、中播磨地区
(参考) 非公募による 管理地区	北播磨地区・西播磨地区、 丹波地区・但馬地区・淡路地区

ウ 資産の有効活用の検討

県営住宅初の PFI を活用した建替事業の実施に向けて、実施方針や公募条件等を検討し、建替・集約で発生した公有地の有効活用を図り地域活性化に貢献する。

④ 新たな施策展開

- ・建替・集約事業における市町連携を進めるとともに、まちの魅力につながる県営住宅の活用方法を市町と協議する。
- ・県営住宅の移管については、毎年行っている意向調査を引き続き行い、移管を希望する市町があれば、移管協議を行う。
- ・住宅に困窮する犯罪被害者や矯正施設退所者等の入居を支援するなど、福祉施策に沿った取組を推進する。
- ・自治会役員の高齢化や担い手不足により共益費徴収が困難となっている団地において、家賃と共益費の一括徴収を推進する。令和5年度は東播磨地区において実施する。
- ・看護大・看護協会等と連携した健康相談会等を開催し、ポストコロナ社会の生活様式に対応した取組を実施する。
- ・SNS の活用や集会所への Wi-Fi 設置などによるコミュニティ活性化に寄与する取組を実施する。

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○県営住宅管理戸数の 適正化の取組 (R12年度末目標：45,000戸)	47,300戸	47,100戸	46,900戸
○PFI を活用した建替 事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針策定 ・公募に向けた準備 ・特定事業選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者選定 ・基本設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計

(6) 教育施策（教育委員会所管）

[県政改革方針]

① 「ひょうご教育創造プラン」の推進

「第3期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。

また、当該プランの計画期間満了に伴い、本県教育の更なる振興を図るために、第4期「ひょうご教育創造プラン」を策定する。

② 公立小・中学校

国の35人学級編制の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制の導入に伴う加配措置の動向等を踏まえ、「兵庫型学習システム」を推進する。

なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。

③ 県立高等学校

ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、5学区又は全県学区において、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、魅力と活力あるひょうごの高校づくりを推進する。

イ BYOD (Bring Your Own Device: 生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること) による1人1台端末環境での教育を展開できるICT環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修やトイレ改修、空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。

④ 県立特別支援学校

ア 「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」及び障害種別毎の特別支援教育のあり方検討に基づき、今後求められる特別支援教育を推進できるよう、学習支援、相談支援、学校間連携などに取り組む。

イ 児童生徒数の動向など地域の実情を考慮しながら、教育環境の整備に取り組む。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 第3期「ひょうご教育創造プラン」の推進

ア 現行プランの推進

現行プランの基本理念「兵庫が育むところ豊かで自立する人づくり」や重点テーマ-「未来への道を切り拓く力」の育成-に沿って策定した、令和5年度実施計画に基づき、4年間の取組の成果と課題を踏まえた最終年度の取組を推進

イ 次期プランの策定

本県教育の更なる振興を図るために、現行プランの取組を評価・検証

また、国の第4期教育振興基本計画を参酌しつつ、県の教育振興に関する方策を総合的にとりまとめ、第4期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定

② 公立小・中学校

基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現、カリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の学力の向上を推進

また、国の35人学級編製の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制の導入を踏まえ、令和4年度から導入している「兵庫型学習システム」による学力向上方策を推進するとともに、2年間の取組状況について評価・検証を実施

③ 県立高等学校

ア 魅力と活力ある高校づくりの推進

(7) 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進

「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、県立高等学校の活力を維持するための方策を着実に推進

(4) 魅力アップ推進事業

これまで実施してきたインスパイア・ハイスクール等の事業を引き継ぎつつ、各校が独自の教育目標に基づいた特色ある取組を実施

イ 教育環境整備の推進

(7) ICT等の学習基盤の整備

令和4年度から導入しているBYODによる1人1台端末を活用できるICT環境の整備

(4) 安全・安心な教育環境整備の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、長寿命化改修やトイレ改修等を計画的に実施するとともに、体育館や選択教室への空調設備、発展的統合に伴う講義棟等の環境改善を集中的に実施

(4) 各校の状況や特色に応じた環境整備の推進

授業や部活動で使用する用具・備品、学校の状況や特色に応じた整備を実施
また、グラウンドの芝生化のモデル整備を実施

④ 県立特別支援学校

ア 特別支援教育の推進

(7) 連続性のある多様な学びの充実

障害のある児童生徒等が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる体制を充実するとともに、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備

(4) 一貫性のある支援体制の構築

障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核としたネットワークの活用や、市町教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を推進

(4) 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」の策定

「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の期間満了に伴い、現行計画の取組を評価・検証し、「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」を策定

イ 教育環境整備の推進

(ア) 阪神地域の特別支援学校の狭隘化対策の着実な実施

阪神地域の知的障害者特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、むこがわ特別支援学校及び阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の整備を推進

(イ) 東播磨地域の特別支援学校の狭隘化対策の推進

東播磨地域の知的障害特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、市立学校施設を活用した新校の設置、いなみ野特別支援学校の建替及び東はりま特別支援学校の増築及び市立学校の増築に着手

(ウ) 但馬地域の特別支援学校の発展的統合の推進

但馬地域の聴覚障害教育の機能充実及び知的障害との一貫した支援体制の充実を図るため、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合に向けて整備に着手

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○魅力と活力ある高校づくりの推進	第三次実施計画に基づく改革の推進		
○教育環境整備の推進	第Ⅱ期実施計画等に基づく整備の推進		

2 収入の確保

(1) 県税

[県政改革方針]

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入の確保を推進する。

② 税収確保対策の推進

ア 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

イ 県と市町との連携を推進するとともに、課税調査、滞納対策、不正軽油対策、納税環境の整備等の取組を強化する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入を確保するため、徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に十分配慮する。

[県税収入額]

(単位：百万円)

区 分	R4 ①	R5 ②	増減 ③(②-①)	増減率 ②/①
県 税	873,500	903,700	30,200	103.5%
法人関係税	263,760	269,943	6,183	102.3%
個人関係税	222,723	228,846	6,123	102.7%
地方消費税	254,651	274,413	19,762	107.8%
その他の税	132,366	130,498	△1,868	98.6%

※県税：県税と特別法人事業譲与税（当初予算）

[徴収歩合]

(単位：%)

区 分	R4 ①	R5 ②	増減 ②-①
兵 庫 県①	99.1	99.2	+0.1
全国平均②	98.7	99.1	+0.4
①-②	+0.4	+0.1	△0.3

※兵 庫 県：当初予算における数値

※全国平均：地方財政計画等を参考に算定した当初予算における試算値

[収入未済額]

(単位：百万円)

区 分	R4 ①	R5 ②	増減 ③(②-①)	増減率 ②/①
収入未済額	6,820	6,072	△748	89.0%

※当初予算における数値

② 税収確保対策の推進

ア 個人県民税の滞納対策の強化

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援するとともに、特別徴収を推進する。

<支援内容>

- ・市町間連携を推進するため、「市町間併任にかかる先進事例等の情報提供」「市町間併任を必要とする市町の仲介」等を実施
- ・法律解釈や徴収技術に関する質問・相談への対応や、県市町間を繋ぐ情報紙の発行など、徴収業務に係る情報提供機会を充実

イ 課税調査の推進

課税客体の実態捕捉のための現地調査や書面調査などの課税調査を着実に実施する。

区 分	主な内容
法人事業税	・外形標準課税対象法人を対象とした現地調査・書面調査
個人事業税	・課税対象となる事業者の現地調査・書面調査
不動産取得税	・未登記不動産、大規模不動産の調査

ウ 滞納対策の推進

財産搜索、タイヤロック前提交渉、インターネット等を活用した公売を実施する。

区分	主な内容
全般	・インターネットによる公売等、滞納処分を計画的に推進
個別	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な滞納者に対し、財産の搜索やタイヤロックによる自動車の差押え等を実施 ・自動車税種別割や個人事業税の滞納分に対し、全県一斉催告（合計年8回） ・自動車税種別割の抹消・移転分の滞納長期化防止のため、現年分より滞納処分を実施 ・高額滞納者について進行管理等を徹底し徴収を強化

エ 不正軽油対策の推進

軽油抜取調査や帳簿調査を行い、悪質な者には告発等を見据えた犯則調査に移行する。

- ・特別徴収義務者への重点調査を実施
- ・近畿府県と連携して抜取調査強化月間を設ける等、関係機関と協力して不正軽油製造販売業者等の摘発を推進

オ 納税環境の整備

地方税統一QRコードの導入によるスマートフォン決済アプリやクレジットカード納税の拡充を行うとともに、ゴルフ場利用税及び県たばこ税の電子申告、電子納税を導入する。

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○徴収歩合の向上に向けた取組	→ 税収強化対策本部を設置（毎年度・毎月実施）		
○収入未済額の縮減に向けた取組	→ 計画策定→取組実施→検証（毎年度実施）		

(2) 課税自主権

[県政改革方針]

① 超過課税

法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税等の超過課税については、充当事業を効果的に実施するとともに、税収動向や充当事業の実績、効果の検証を踏まえ、適時見直しを行う。

また、社会経済情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、充当事業の実績と効果を検証の上、今後の計画の必要性を検討する。

② 法定外税等

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、課税自主権の活用の可能性が拡大するよう国に対し提言しつつ、その活用を検討する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 法人県民税超過課税

<第10期分超過課税の概要>

ア 超過税率：法人税額の0.8%（標準税率1.0%に上乘せ）

イ 適用期間：R元年10月1日からR6年9月30日までに開始する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は法人税額が2千万円超の法人

エ 税収見込：170億円程度

(計画額・収入額) (単位：億円)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
計画額	17	34	34	34	34	17	170
収入額(※)	13	35	38	35			

※R2・R3：決算、R4：2月補正、R5：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 名
勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援	<p><勤労者の能力向上></p> <p>おためし企業体験事業、大学生インターンシップ推進事業、中小企業合同研修等支援事業、障害者雇用拡大支援推進事業、起業家支援事業、(拡)起業プラザ設置運営事業（県内大学生（外国人留学生含む）の起業支援）、県内大学と連携した起業人材育成事業、(拡)若年層向けアントレプレナーシップ教育プログラム導入モデル事業（認定フェロー研修の実施）、IT戦略推進事業、コワーキングスペース開設支援事業、事業継続支援事業、(新)ひょうごオープンイノベーション推進事業、中小企業DX人材リカレント教育事業、成長産業試作開発支援事業</p> <p><勤労者の労働環境の整備></p> <p>労働環境対策事業、県内企業人材確保支援事業、女性活躍推進グループ活動補助事業、企業レジリエンス強化のためのBCP/BCM伴走型支援事業、企業のメンタルヘルス等推進事業、企業従業員と家族の歯科健診受診促進支援事業、企業におけるがん検診受診促進事業、三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業、勤労者骨髄移植ドナー登録促進事業、不妊治療促進企業支援事業、(新)中小企業採用力強化支援事業</p> <p><仕事と生活の調和の取組支援></p> <p>ひょうご仕事と生活センター事業、中小企業育児・介護代替要員確保支援事業、中小企業従業員福利厚生支援事業、ひょうごケア・アシスタント推進事業、働き盛り世代の認知症理解促進事業、ポストコロナ社会の新たな働き方創出支援事業、テレワーク導入促進支援事業</p>
子育てと仕事の両立支援	多子世帯保育料軽減事業、乳幼児子育て支援事業、認定こども園整備等促進事業、企業主導型保育事業促進事業、幼児教育連携促進事業
子育て世帯への支援	こども医療費助成事業

② 法人事業税超過課税

<第10期分超過課税の概要>

ア 超過税率：標準税率の1.05倍

※ 1.05倍は、法人事業税と特別法人事業税を合わせた場合の税率

イ 適用期間：R3年3月12日からR8年3月11日までに終了する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は所得金額が7千万円超（※）の法人

※ 収入金額課税の場合は収入金額が5.6億円超

エ 税収見込：350億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
計画額	21	64	68	71	73	51	2	350
収入額(※)	26	88	101	95				

※R2・R3：決算、R4：2月補正、R5：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 概 要
ポストコロナ社会における新たな産業・雇用構造の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代産業創出・育成プログラムの推進 ・科学技術基盤の機能強化、活用促進 ・産業立地条例に基づく支援制度等による県内全域にわたる産業の力強い回復の促進 ・ものづくり企業のデジタル化の加速や中小企業の経営力強化 ・若者の県内定着・就労の促進やものづくり人材の育成 ・外国・外資系企業立地の促進やポストコロナの新しいツーリズムの創出
稼ぐ力を持つ産業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・世界をリードする科学基盤を生かした次世代成長産業の創出 ・県内投資を促進する立地競争力の強化とグローバルなスタートアップ拠点の形成 ・地域社会に根ざした地場産業、商店街等の地域産業の持続・高付加価値化
環境変化に対応し、挑戦する人材の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活力を担う産業人材の確保
地域の魅力で沸き起こる交流の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業展開の推進や外国・外資系企業立地の促進 ・ポストコロナの新しいツーリズムの創出
産業立地基盤整備・防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、神戸空港、港湾の整備推進 ・津波・高潮対策の推進 ・多数の者が利用する建築物の耐震化促進

③ 県民緑税

<第4期分超過課税の概要>

ア 超過税率

(ア) 個人：800円（均等割の標準税率1,000円（※）に上乘せ）

※別途、東日本大震災の復興特例加算分として500円が加算される（H26年度～R5年度）。

(イ) 法人：標準税率の均等割額の10%相当額

イ 適用期間

(ア) 個人：R3年度～R7年度分

(イ) 法人：R3年4月1日からR8年3月31日までに開始する各事業年度分

ウ 対 象

- (7) 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人
 (一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象外)
- (4) 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等

エ 税収見込：120億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
計画額	18	24	24	24	24	5	1	120
収入額(※)	19	26	26					

※R3：決算、R4：2月補正、R5：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 名 等
災害に強い森づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急防災林整備 ・ 針葉樹林と広葉樹林の混交整備 ・ 里山防災林整備 ・ 野生動物共生林整備 ・ 住民参画型森林整備 ・ 都市山防災林整備
県民まちなみ緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般緑化 ・ 校園庭、ひろば、駐車場の芝生化 ・ 屋上・壁面緑化 ・ 駅前やシンボルロードでデザイン性の高い花壇を整備 ・ 都心緑化

④ 法定外税

ア 国への提言

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税をはじめとして、超過課税、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）など、課税自主権の拡大について国に提言を実施

イ 課税自主権の活用の可能性の検討

国への提言の結果を踏まえ、課税自主権の活用の可能性を検討

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○超過課税充当事業の見直し		充当事業の適時見直し	→
○次期計画の必要性検討	→	法人県民税超過課税に係る次期計画の必要性検討	→
			法人事業税超過課税及び県民緑税に係る次期計画の必要性検討

(3) 諸収入

[県政改革方針]

① 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図る。

② ネーミングライツ

対象施設の拡大やスポンサー特典の付与などの柔軟な制度運用により、ネーミングライツの導入を促進する。

③ 広告収入

県施設や広報紙、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保する。

④ ふるさと納税

ア ふるさとひょうご寄附金

寄附者の共感と賛同を得て寄附を集める魅力ある事業を検討するとともに、SDGsに資する返礼品や事業毎の特典の充実、効果的な広報・PRを展開する。

イ 企業版ふるさと納税

企業に兵庫県の地域創生の取組への参画を促す魅力ある対象事業を充実させるとともに、首都圏等への周知などの効果的なPRを展開する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 使用料・手数料

以下の使用料・手数料について、設定や見直しを実施

ア 使用料・手数料の設定

工業技術センター機械器具使用料、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物の容積率の特例認定申請手数料、建築物の高さの許可申請手数料、道路交通法改正に伴う手数料

イ 使用料・手数料の見直し

丹波の森公苑使用料、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料、一般旅券発給手数料、技能検定試験手数料、兵庫県立ものづくり大学校駐車場使用料、林地開発許可手数料、家畜注射手数料、豚熱予防液交付手数料

② ネーミングライツ

ア 対象施設の拡充の検討

企業のニーズを的確に捉えつつ、柔軟な発想に基づいて対象施設の拡充を検討

※R4.12月末現在は60施設を対象に12施設で契約

イ 積極的な営業活動の推進

(7) 施設関連企業等へのPR

施設近隣の企業や施設に関連のある企業、指定管理者等に対し、導入を引き続き提案

(イ) 金融機関と連携したPR

金融機関が提供するサービスを活用し、広告掲載等の需要がある企業へのアプローチを行うとともにネーミングライツに関心のある企業に対し、金融機関とともに営業活動を実施

ウ 新たな取組の検討

(ア) スポンサー特典の付与の検討

スポンサー特典の付与によるネーミングライツの魅力向上を検討

[考えられる特典（例）]

- ・パンフレットや自社製品等の PR スペースの設置
- ・一般利用者の予約開始に先立ち、優先的に予約できる制度の導入
- ・施設入場券の配付や減免制度による無償使用を可能とする制度の導入

(イ) イベント開催を踏まえた短期間の導入の検討

全国規模のイベントの開催会場となる県有施設において、会場名の露出が増えるため、大会終了までの短期間の導入を試験的に実施することを検討（通常は3年以上の契約）

(ウ) 企画提案型募集の実施の検討

県があらかじめ指定した施設だけでなく、企業等が導入を希望する対象（施設に限定しない）を提案する企画提案型の手法を新たに実施することを検討

③ 広告収入

ア 広告収入による自主財源の確保

県庁舎や県民利便施設等への広告掲載や、一部スペースの民間貸付によるデジタルサイネージの導入など、広告媒体の特性に応じた企業に対する PR や、金融機関と連携した PR などにより、効率的に収入確保を推進

イ 企画提案型募集の実施の検討

県があらかじめ指定した広告媒体だけでなく、企業等が導入を希望する対象を提案する企画提案型の手法を新たに実施することを検討

④ ふるさと納税

ア ふるさとひょうご寄附金

(ア) 魅力ある活用事業の検討

- ・ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえ、寄附者の共感と賛同を得て寄附を集めることができるよう、SDGs の取組を推進する事業など、魅力ある事業を推進
- ・事業毎に寄附目標額を設定し、具体的な寄附獲得計画に沿って積極的な PR を実施

(イ) 返礼品の充実の推進

- ・SDGs に資する農林水産物や地場産品等を積極的に採用するとともに、本県の特徴を活かした体験型返礼品を追加

(ウ) PR の取組の推進

- ・各事業に関連する団体や個人への広報、イベント等と連携した PR 等、各事業の実態に応じた効果的な広報・PR を実施し、活用事業の魅力を幅広く発信
- ・寄附活用実績の広報を充実させ、寄附の目的が実感される継続的なつながりによるリピーターの確保を一層推進

(I) 多様な寄附金の活用

金融機関が受け取る発行手数料の一部を寄附いただく寄附型私募債を金融機関と提携し推進するとともに、遺贈による寄附を希望される方に向けた広報を実施

イ 企業版ふるさと納税

(7) 魅力ある事業の充実

企業の寄附ニーズを的確に捉えた地域創生に関する兵庫らしい魅力的な事業の充実を図る。

(イ) PR の取組の推進

本県とゆかりのある企業や事業に関連する企業への PR を通じた首都圏等への周知、積極的な渉外活動を展開

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【使用料・手数料】 ○使用料・手数料の適正			→
	社会経済情勢の変化等を踏まえ、		適宜見直し
【ネーミングライツ】 ○新たな取組の検討 ・スポンサー特典の付与 等			→
	実施に向けた検討 等		
【ふるさとひょうご寄附金】 ○魅力ある活用事業の検討			→
	寄附の	募集、事業の検討 等	
【企業版ふるさと納税】 ○魅力ある活用事業の検討			→
	寄附の	募集、事業の検討 等	

(4) 資金管理

[県政改革方針]

① 資金調達

市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化やSDGs債の活用など、多様な調達手段を確保する。

② 資金運用

「兵庫県及び関連公社等資金運用方針」に基づき、歳計現金の収支状況に留意しつつ、保有する資金の安全かつ有利な運用を行うとともに、グループファイナンスの積極的な活用など、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用を推進する。

(具体的な取組内容 (令和5年度))

① 資金調達

- ・金利の変動性が高まっていることを踏まえ、日銀の金融政策の動向を注視しつつ、市場環境や投資家ニーズを捉えた機動的・弾力的な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進
- ・投資家への個別IR活動を積極的に展開し、新規投資家の確保等による県債引受基盤の更なる強化を推進するとともに、発行年限の多様化等を通じ、多様な調達手段を確保
- ・SDGsの取組の一環として、グリーン化を推進する本県の施策を広くPRし、一層の機運醸成や施策の推進を図るとともに、県債の購入を通じた投資家の県政への参画を推進するため、SDGs債（グリーンボンド）の取扱いを拡大
 - ア [継続] 本県単独での機関投資家向け債券の発行
 - イ [新規] 地方団体（道府県等）と共同での機関投資家向け債券の発行
 - ウ [新規] 県内市町と共同での個人向け債券の発行

② 資金運用

- ・金融機関からの一時借入金利子を抑制することを基本とし、安全かつ有利な資金運用を推進
- ・債券運用については、満期償還を迎える債券の再投資及びグループファイナンスの活用を基本とし、資金状況・金利動向を適切に見極めながら購入を検討
- ・果実運用型基金など、事業資金確保等の必要性があるものについては、長期の債券を優先的に充当することを検討

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5年度	R6年度	R7年度
○安定的かつ低利な資金調達の推進	市場環境	・投資家ニーズを捉えた機動的かつ弾力的な起債運営の推進	→

(5) 債権管理

[県政改革方針]

債権管理推進本部の下、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 収入未済額の縮減に向けた取組の推進

令和3年度末の収入未済額が1千万円以上となっている債権を特定債権として指定し、令和4年度～6年度の3年間における個別の目標を設定した債権管理目標に基づき計画的な収入未済額の縮減を推進

【特定債権(13債権)の収入未済額と現年回収率の目標】(単位：百万円)

区 分	R4～6年度目標	【参考】R2年度実績
収入未済額	8,177	9,097
現年回収率	99.2%	99.2%

[目標達成に向けた取組]

ア 目標達成に向けた取組の進行管理の実施

債権管理推進本部の下、各部局の債権管理委員会において、債権管理目標の達成に向けた取組の推進、収入未済額縮減に有効な債権管理手法の検討を実施

イ 債権管理支援チームによる支援

債権所管課職員の専門的・法的知識の向上や徴収ノウハウの全庁共有を図るため、徴収実務経験のある講師等を招聘して研修会を開催するとともに日常的な相談助言を実施

ウ 徴収力の強化

県税との連携による徴収力強化(強制徴収公債権)、債権回収専門会社への外部委託(私債権)、施設使用許可の取消し及び物件公売、コンビニ収納の実施等により徴収力を強化

エ 債権放棄の実施

合理的方策を講じても、回収が困難である債権については、条例に基づいて債権を放棄
(参考：令和3年度債権放棄額 46,197,998円)

② 新型コロナウイルス感染拡大への対応

経営状況の悪化等により徴収猶予を行った貸付先の状況をきめ細かく情報収集することにより、滞りなく債権回収を推進するとともに、経営支援の充実等により、新たな収入未済額の発生を抑制

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5年度	R6年度	R7年度
【特定債権の回収・整理】 収入未済額の縮減に向けた取組の推進 ○目標達成に向けた取組の進行管理の実施 R1～3の目標 R4～6の目標 ○債権管理支援チームによる支援等	実績取りまとめ・検証 → 取組 →	実績取りまとめ・検証 → 取組 →	実績取りまとめ・検証 → 取組 →
	随時実施 →		

(6) 県有資産の活用

[県政改革方針]

① 長期保有土地の処理

「長期保有土地の処理に関する基本方針」の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進する。

[処理の基本方針]

ア 庁内、公社等での利活用

イ 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付

ウ 県、市町等での利活用が見込めない用地は民間売却を基本

エ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として当面の間適正管理

オ 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を推進

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討する。

③ 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進する。

④ 公舎

公舎について、入居率の動向や地域性等を踏まえ、公舎間の相互利用を図りながら、必要な見直しを図るとともに、計画的な維持管理を適正に行う観点から、入居料の改定を行う。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 長期保有土地の処理

長期保有土地の処理に関する基本方針の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進

ア 庁内、公社等、地元市町等における利活用の推進

各部次長級で構成する「県有財産等活用推進会議」を活用し、庁舎横断的な利活用や市町等への売却、譲渡、貸付等を推進

イ 市に長期間貸付している土地の処分の推進

地元市との土地交換を含めた売却交渉を進めるとともに、民間への売却も検討

ウ 未利用地の有効活用及び販売促進の推進

(ア) 未利用地の処分を促進するための支援制度

a 業務支援制度の継続

境界確定や登記等、用地売却に必要な業務について、専門的な知識と経験を有する土地開発公社等による業務支援を実施

b インセンティブ制度の復活

売却の促進が特に必要と認められる土地について、売却のための条件整備が整った時点で土地鑑定価格の一定割合をインセンティブ予算として部局に配分

(イ) 民間売却等の推進

入札機会の最大限確保、CATV や市町広報紙等の活用による広報の強化、物件所在地の宅建業者への情報提供の拡充、新たな売却物件の確保などにより民間売却処分を促進

また、次の取組による広報強化を図り、売却等を促進

a 空き家・空き地情報検索サイトの活用

不動産情報検索サイトに物件情報を掲載し、兵庫県への移住希望者等に対する広報を強化

b 金融機関や地元不動産業者等への物件情報の提供

金融機関や地元不動産業者、産業団地の立地企業等への物件情報の提供により、土地を探している個人や企業とのマッチングを実施

c 専門家の意見を踏まえた利活用方法の検討

宅建業協会、全日本不動産協会、不動産鑑定士等の専門家から意見を求め、効果的な売却手法や定期借地の可能性等の利活用方法を検討

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討

③ 地元市町と連携した利活用方策検討の推進

地元市町から取得要請等あった用地など、地元市町と連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進

ア 丹波篠山市小多田用地

市が文化財及び森づくり演習林としての利活用方策を検討、実施

イ 三田市酒井・畦倉用地

市と連携して、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

ウ 丹波市柏原駅南用地

市新庁舎整備計画の凍結を受け、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

④ 公舎

ア 職員公舎

(ア) 行財政構造改革推進方策（H20－H30）に基づき見直しを行った結果、存置することとする 10 公舎 416 戸のうち、2 公舎（加古川・太子（計 56 戸））について、幹部用公舎との相互利用を図りながら、必要戸数の再検証を実施

(イ) 耐用年数をもって廃止することとしている 3 公舎（落合・和田山村中・洲本宇原 計 131 戸）について、入居者の状況等を踏まえ、廃止時期の前倒しを再検討

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・入居率 50%未満、または、築 47 年を超える公舎を廃止

区 分	H19	H30	R4 見込	
				今後廃止予定 3 公舎除く
管理戸数（戸）	1,396	692	547	416
入居戸数（戸）	868	393	301	259
入 居 率（％）	62.2	56.8 (68.1)	55.0	62.3

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数、（ ）は、入居抑制を行っている公舎を除いた入居率

イ 幹部用公舎

(ア) 入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証

(イ) 石屋川、柏原松ノ本、洲本山手の空き部屋を職員公舎として活用し入居を促進

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・入居率 50%未満、または、築 47 年を超える公舎を廃止

区 分	H19	H30	R4 見込
管理戸数 (戸)	130	102	81
うち借上分	31	10	8
入居戸数 (戸)	103	85	58
入 居 率 (%)	79.2	83.3	71.6

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※H19 の管理戸数・入居戸数には石屋川公舎 1 号棟を含む (H26 職員公舎として 16 戸を移管済み)

ウ 事業用公舎

未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2 年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3 年以上未入居で廃止

区 分		H19	H30	R4 見込
福祉部	管理戸数 (戸)	15	14	14
	入居戸数 (戸)	11	4	3
	入 居 率 (%)	71.3	28.6	21.4
農林水産部	管理戸数 (戸)	48	21	21
	入居戸数 (戸)	29	13	14
	入 居 率 (%)	60.4	61.9	66.7
土木部	管理戸数 (戸)	49	11	5
	入居戸数 (戸)	22	3	0
	入 居 率 (%)	44.9	27.3	0
計	管理戸数 (戸)	112	46	40
	入居戸数 (戸)	62	20	17
	入 居 率 (%)	55.4	43.5	42.5

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

エ 災害待機宿舎

発災初動時に迅速化かつ的確な対応を行うため、要員確保に必要な待機宿舎を存置するとともに、適正に維持管理を実施

区 分	H19	H30	R4 見込
管理戸数 (戸)	77	77	76
入居戸数 (戸)	71	62	61
入 居 率 (%)	92.2	80.5	80.3

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

オ 病院局・企業庁事業用公舎

(ア) 病院局

- ・全て借上げの契約となっており、従業員の増減により借り上げ戸数を精査

(イ) 企業庁

未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2 年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3 年以上未入居で廃止

区 分		H19	H30	R4 見込
病院局 (借上公舎含む)	管理戸数 (戸)	759	905	1,037
	うち借上げ分	403	870	1,037
	入居戸数 (戸)	421	747	837
	入 居 率 (%)	55.5	82.5	80.7
企業庁	管理戸数 (戸)	24	11	11
	入居戸数 (戸)	16	9	9
	入 居 率 (%)	66.7	81.8	81.8

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

カ 教職員公舎

(ア) 行財政構造改革推進方策 (H20-H30) に基づき見直しを行った結果、存置することとした 37 公舎 390 戸について、入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性 (民間住宅確保が困難等) から必要な公舎を存置
- ・法定耐用年数である築後 47 年を超える公舎から見直しを行い、計画的に廃止

区 分	H19	H30	R4 見込	
				今後廃止予定 公舎除く
管理戸数 (戸)	1,000	470	436	390
入居戸数 (戸)	743	339	300	263
入 居 率 (%)	74.3	72.1	68.8	67.4

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

キ 教育委員会事業用公舎

(ア) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2 年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3 年以上未入居で廃止

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

区 分	H19	H30	R4 見込
管理戸数 (戸)	64	18	11
うち借上分	0	1	1
入居戸数 (戸)	48	16	9
入 居 率 (%)	75.0	88.9	81.8

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

ク 警察待機宿舎

大規模災害等発生時の初動措置に必要な待機宿舎について、施設の耐震性能、地域性及び入居率の動向等を踏まえ、必要戸数を再検証

区 分	H19	H30	R4 見込
管理戸数 (戸)	1,592	1,017	797
入居戸数 (戸)	1,046	570	370
入 居 率 (%)	65.7	56.0	46.4

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※待機宿舎には独身寮は含まない

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○未利用地の有効活用及び販売促進の推進	R4 予算で実施	R5 予算で実施	R6 予算で実施
○民間売却等の推進			
【公舎】			
○職員公舎	<ul style="list-style-type: none"> 必要戸数の再検証 廃止時期の前倒し検討 		
○幹部用公舎	<ul style="list-style-type: none"> 必要戸数の再検証 職員公舎との共同斡旋 		
○教職員公舎	<ul style="list-style-type: none"> 必要戸数の再検証 入居料の改定 		
○警察待機宿舎	<ul style="list-style-type: none"> 必要戸数の再検証 		

3 公営企業、公社等の運営

(1) 企業庁

[県政改革方針]

① 経営改革の推進

「新・企業庁経営ビジョン」及び「企業庁総合経営計画」に基づき、各事業の黒字を目指しつつ、自律、安定した経営改革を推進する。

② 地域整備事業

ア 分譲の推進

まちの熟成を踏まえ、各地域の特性を活かしつつ、地元市町との連携や民間手法の積極的活用による、機動的・戦略的な企業誘致や、テレワークなどポストコロナ社会を見据えた宅地分譲を推進する。

住宅用地の民間事業者への一括売却制度の拡充など、新たな分譲活性化方策を推進する。

イ 事業進捗調整地

県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮の上、関係部局や地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討する。

検討にあたっては、全庁的な検討会議を開催するなど幅広く検討する。

ウ 地域整備事業の在り方

地域整備事業の長期収支見込や、まちの熟成など地域整備事業の状況等を見定めて、今後の在り方を検討する。

今後も安定的な企業債償還が可能となるスキームを、一般会計と企業会計の貸借関係の整理とあわせて進めていく。その際、企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、一般会計からの償還を優先的に実施する。

③ 水道用水供給事業・工業用水道事業

「アセットマネジメント推進計画」に基づく計画的な修繕・更新を推進するなど、水道用水・工業用水の安定供給を図るとともに、水道事業については、県内水道事業体の広域連携等の取組を推進する。

④ 地域創生整備事業

地域の振興、県民福祉の向上に向け、独立採算を維持しながら、健康、環境、観光、教育、産業、都市再生などの分野について、ポストコロナの産業動向等を見据え、新たな取組を推進する。

⑤ 青野運動公苑

新たな利用者確保に向けた取組の推進などにより、健全経営を確保する。

⑥ 一般会計との貸借関係

長期収支を踏まえつつ、一般会計と企業会計の貸借関係の整理を進める。その際、企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、一般会計からの償還を優先的に実施する。

(具体的な取組内容 (令和5年度))

① 経営改革の推進

「新・企業庁経営ビジョン」及び「企業庁総合経営計画」に基づき、効果的かつ効率的な事業推進体制を確保し、自立・安定した健全経営を推進する。

② 地域整備事業

民間ノウハウの導入を積極的に進め、まちの熟成を目指し、各地域の特性を活かしつつ、企業立地や、テレワークなどポストコロナ社会に対応した宅地分譲を推進する。

ア 既開発地区の分譲推進

(7) 播磨科学公園都市

- ・ MaaS 等を活用した持続可能な次世代モビリティサービスの社会実装に向けた普及啓発と効果検証の実施
- ・ 企業誘致サポーターや企業誘致成約報奨金制度など民間活力の積極的な活用により分譲を推進
- ・ ポストコロナ社会を踏まえ、テレワーク実施者や若年世帯を呼び込むための取組を推進

(イ) 潮芦屋

- ・ 企業庁管理護岸の嵩上げ工事等防災対策を推進
- ・ 芦屋市と連携し事業用定借による貸付地等の分譲（売却）に向けた取組を推進

(ウ) 神戸三田国際公園都市

- ・ 県・三田市・関西学院大学間の連携協力協定に基づき、大学インキュベーション施設・学生寮等複合施設の整備を促進し、まちの魅力向上を推進
- ・ 各種インセンティブ制度等の活用、ポストコロナ社会に対応した住宅需要の取り込みにより分譲を推進

(エ) 淡路津名地区

- ・ 「あわじ環境未来島構想」の推進や公共岸壁を備えた広大な用地を擁していることなど、地域特性を生かして企業誘致を推進
- ・ 企業誘致サポーターや企業誘致成約報奨金制度など民間活力の積極的な活用により分譲を推進

[分譲計画]

(単位 : ha)

地 区	分譲計画 面積 ①	R4 年度末 分譲済見込 面積②	R5 年度 分譲計画 面積③	分譲計画面積に 対する分譲進捗率 (②+③)/①
潮芦屋	92	92	0	100%
神戸三田国際公園都市	266	263	1	99%
播磨科学公園都市	237	202	2	86%
淡路津名地区	151	130	5	89%
合 計	746	687	8	93%

※分譲面積は定期借地面積等を含む。

※四捨五入等のため、合計と合致しない場合がある。

イ 事業別収支見込

(単位：億円、税込)

区 分		R4 年度当初 ①	R5 年度計画 ②	増 減 ③ (②-①)
収益的収支	収 入 (うち分割による未収額等)	54 (2)	34 (0)	△20 (△2)
	支 出 (うち土地売却原価等)	47 (34)	30 (11)	△17 (△23)
	当期損益	7	4	△3
資本的収支	収 入	28	1	/
	支 出 (うち企業債償還金)	54 (28)	27 (0)	
	差 引	△26	△26	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

③ 水道用水供給事業・工業用水道事業

ア 水道用水供給事業

- ・市町等に対し、広域的に、安全・安心な水道用水を安定的に供給

区 分	R4 年度当初	R5 年度計画
給水量 (m ³ /日)	417,850	417,850

- ・企業債の計画的償還、新規発行債の抑制により企業債残高を縮減

区 分	R4 年度末	R5 年度末
企業債残高(億円)	174	151

- ・アセットマネジメント推進計画に基づき、老朽施設の計画的な更新や耐震化を推進
(播磨支線老朽管更新工事等)
- ・危機管理に関するマニュアルの不断の見直しや実践的な訓練の実施

[事業別収支見込]

(単位：億円、税込)

区 分		R4 年度当初 ①	R5 年度計画 ②	増 減 ③ (②-①)
収益的収支	収 入 (うち長期前受金戻入)	157 (12)	158 (13)	1 (1)
	支 出 (うち減価償却費等)	143 (59)	148 (61)	5 (2)
	当期損益	14	10	△4
資本的収支	収 入	4	4	/
	支 出 (うち企業債償還金)	52 (27)	66 (25)	
	差 引	△48	△62	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

イ 工業用水道事業

- ・新規受水企業の開拓等により料金収入を確保し、健全経営を維持

区 分	R4 年度当初	R5 年度計画
給水量 (m ³ /日)	645,433	645,476

- ・企業債の計画的償還、新規発行債の抑制により企業債残高を縮減

区 分	R4 年度末	R5 年度末
企業債残高(億円)	50	41

- ・アセットマネジメント推進計画に基づき、老朽施設の計画的な更新や耐震化を推進
(制水弁設置工事等)
- ・危機管理に関するマニュアルの不断の見直しや実践的な訓練の実施

[事業別収支見込]

(単位：億円、税込)

区 分		R4 年度当初 ①	R5 年度計画 ②	増 減 ③(②-①)
収益的収支	収 入 (うち長期前受金戻入)	41 (4)	41 (4)	0 (0)
	支 出 (うち減価償却費等)	35 (16)	34 (16)	△1 (0)
	当期損益	6	7	1
資本的収支	収 入	0	0	/
	支 出 (うち企業債償還金)	15 (9)	22 (9)	
	差 引	△15	△22	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

④ 地域創生整備事業

ア ひょうご情報公園都市 第2期

ひょうご情報公園都市の未開発区域内で、三木市と共同で新たな産業団地を整備

イ 神戸・三宮東再整備事業への参画（雲井通5丁目再開発株式会社への参画）

三宮東再開発（I期）事業の進捗に合わせ、企業庁保有床の具体的な活用策等を検討

ウ 事業別収支見込

(単位：億円、税込)

区 分		R4 年度当初 ①	R5 年度計画 ②	増 減 ③(②-①)
収益的収支	収 入	17	1	△16
	支 出 (うち土地売却原価等)	9 (8)	1 (0)	△8 (△8)
	当期損益	8	0	△8
資本的収支	収 入	6	0	/
	支 出 (うち企業債償還金)	7 (0)	8 (2)	
	差 引	△1	△8	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

⑤ 青野運動公苑

- ・ゴルフコース、テニスコート、スポーツホテル、グラウンド・ゴルフ場を有する青野運動公苑の運営により、県民のスポーツニーズに応え、北播磨地域の振興に寄与
- ・ゴルフコースにおけるインターネット予約体制の強化等により、利用者数の増加に向けた取組を推進

[利用者数]

区 分	R4 年度当初	R5 年度計画
利用者数(千人)	72.3	84.3

[基本納付金]

区 分	R4 年度当初	R5 年度計画
企業庁への基本納付金(百万円)	18	18


⑥ 一般会計との貸借関係

令和6年度以降の地域整備事業会計の企業債償還の本格化等を踏まえ、令和5年度も引き続き段階的に貸借関係の精算を行っていく。

具体的には、当面の間は県債管理基金を活用し、企業債の償還を一般会計が引き受ける。

■企業庁地域整備事業会計の企業債償還額

(億円)

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計による企業債償還引受	4	4	10	 県財政や地域整備事業会計の資金の状況を踏まえて、順次精算				

※企業庁総合経営計画の計画期間である令和5年度までを記載

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○一般会計との貸借関係の整理		貸借関係の段階的な解消	>

(2) 病院局

[県政改革方針]

① 経営改革の推進

「第4次病院構造改革推進方策」に基づき、地域医療機関との連携強化等による収入の確保、診療材料費の削減等による費用の抑制などに取り組む。

病院事業全体での黒字経営に向けて、新型コロナウイルス感染症対応と通常医療との両立を図りながら、経営再生本部など、各病院と病院局が一体となった経営改善を推進し、持続可能な経営の確保に取り組む。

② より良質な医療の提供

ア 県立病院の新型コロナウイルス感染症対策

感染症指定医療機関を中心に、重症者を含む新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受け入れに全力で取り組むとともに、課題等については十分に検証し、それらを基に病院運営における必要な見直しを行う。

イ 診療機能の高度化・効率化

計画的な建替整備等により、診療機能の高度化・効率化を推進する。

ウ 再編・ネットワーク化

地域医療構想調整会議の議論等を踏まえ、必要な診療機能の見直し等を実施するとともに、ICT等の活用により、他の医療機関との情報ネットワーク化や遠隔診療を推進する。

③ 運営体制・基盤の確保

医師に対する時間外労働上限規制の適用開始に向け、働き方改革を進めながら、政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 経営改革の推進

ア 令和5年度の経営状況

はりま姫路総合医療センターのフルオープン等により収支改善を図るほか、新型コロナウイルス感染症対応と通常医療との両立を図りながら、民間コンサルを活用した経営再生本部など、各病院と病院局が一体となった経営改善を推進し、持続可能な経営の確保に努める。

イ 収益の確保

地域医療機関とのより緊密な連携の推進による患者の受入れ促進や、高度医療機器等の有効活用、各種加算の取得、クリニカルパス推進体制の強化による在院日数の適正化や医療の質改善等の促進により、収益の確保に努める。

ウ 費用の抑制

(7) 給与費

はりま姫路総合医療センターのフルオープン等の診療機能拡充に伴う医師・看護師等の増員や新型コロナウイルス感染症の影響等があるものの、患者の受入れ促進等による収益の確保を図り、医業収益に対する給与費比率の抑制に努める。

(4) 材料費

高額な抗がん剤等の使用量の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等があるものの、信頼性の高いベンチマークシステムを活用した薬品及び診療材料等の価格交渉や後発医薬品の使用拡大等により、医業収益に対する材料費比率の抑制に努める。

(7) 経費

委託業務の範囲・内容等の見直しや、高額医療機器の保守・点検一括契約等による費用抑制を図るほか、光熱費の高騰対策として、病院照明のLED化をはじめとした各種の省エネ対策を実施することにより、医業収益に対する経費比率の抑制に努める。

② より良質な医療の提供

ア 県立病院の新型コロナウイルス感染症対策

- ・「新型コロナウイルス感染症拠点病院」である加古川医療センター、「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」である尼崎総合医療センターを中心に重症者対策を強化
- ・第二種感染症指定医療機関の指定を受けている丹波医療センター、淡路医療センターをはじめ、その他の病院でも地域の医療体制の状況等を踏まえ患者受入等を実施
- ・感染症法上の取扱いの見直しや国・県の対処方針の変更等の動向を踏まえ、必要な運営体制の見直しを実施

イ 診療機能の高度化・効率化

- ・「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割及び地域の医療連携体制を踏まえ、高度専門医療を提供
- ・計画的な建替整備等の推進

病院名	種別（整備場所）	取組内容
西宮総合医療センター（仮称） （西宮病院） ※西宮市立中央病院との統合	統合再編整備 （西宮市津門大塚町）	建設工事 ※令和8年度開院予定
がんセンター ※建替整備	建替整備 （明石市北王子町）	実施設計、建設工事 ※令和8年度開院予定

ウ 再編・ネットワーク化

- ・各圏域で行われる地域医療構想調整会議の議論等を踏まえ、県立病院間及び他の医療機関との連携強化、医療機能の分化、必要な診療機能の見直し等を実施
- ・県立病院が保有する医療情報の安全確保やサイバーリスク等への対応強化により、情報セキュリティ基盤の確立を図りながら、ICTを活用した地域医療ネットワークシステムへの参画や、症例検討の充実、他の医療機関との遠隔診療や、県立病院間の遠隔画像診断を推進

③ 運営体制・基盤の確保

ア 「医師の働き方改革」の推進

令和6年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用開始となることを踏まえ、長時間労働の縮減、年次有給休暇の取得促進、タスクシフト/シェアの推進等の働き方改革を進める。

イ 医師確保対策の推進

優秀な若手医師の確保・育成及び地域偏在や特定診療科での医師不足に対応するため、県立病院群のスケールメリットを活かした研修制度や研修基盤の充実を図るとともに、医師修学資金制度の実施や医師にとって魅力的な環境整備等を推進する。

ウ 看護師確保対策の推進

新病院整備や診療機能の高度化に対応するため、看護師採用試験の環境整備や修学資金制度の実施等による安定的な看護師確保に努めるとともに、キャリア支援や離職防止等のため、認定看護師養成派遣制度や他の県立病院への長期研修制度の実施など、魅力ある環境の整備を進める。

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○経営改善等の取組	→ コロナ対応と通常医療との両立		
	→ 経営再生本部の取組推進		
	→ 第4次病院構造改革推進方策に基づく取組の推進	→ 次期病院構造改革推進方策に基づく取組の推進	
○県立病院の建替整備の取組	【西宮総合医療センター（仮称）】		→
	【がんセンター】	→ 建設工事	→
	→ 実施設計	→ 建設工事	→

(3) 流域下水道事業

[県政改革方針]

① 持続可能な事業運営の推進

- ア 施設更新・維持管理については、経営戦略等の計画を踏まえ、計画的・効率的に推進する。
- イ 国提案や下水道協会要望などの機会を最大限に活用した要望活動の継続的な実施により、必要な予算の確保につなげる。

② 自立・安定的な経営の確保

経営戦略の中間年度となる令和5年度に、事業費等の見直しを実施する。

(具体的な取組内容 (令和5年度))

① 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理の実施

(7) 施設更新

「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」に基づき、経過年数や劣化の状況を踏まえ、必要性・緊急性の高い施設から計画的かつ最新技術を活用した施設更新を行うとともに、施設の長寿命化を推進する。併せて、地震時の機能停止リスクの低減を実施する。

[令和5年度の計画 (主な工事)] :

武庫川下流	瓦木ポンプ場雨水ポンプ改築工事
揖保川	自家発電設備改築工事

(4) 維持管理

省エネ機器の導入により電力使用量等の削減を進め、運営のさらなる効率化を図る。

[令和5年度の計画 (主な導入機器) : 低圧損型メンブレン式散気装置 (加古川下流)]

イ 要望活動の継続的な実施

国提案 (夏・冬) や、日本下水道協会定時総会・下水道事業促進全国大会の開催に合わせた要望活動を実施する。

② 自立・安定的な経営の確保

投資計画、維持管理費、収支計画の実績比較及び要因の検証を行い、検証結果を踏まえた経営戦略の見直しを行う。

【主な取組の工程表 (R5~R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○持続可能な事業運営の推進	→		
	・年度毎の施設更新・設備導入について計画的に実施 ・国提案や下水道協会の要望活動の継続的な実施		
○経営戦略の見直し	→		
	経営戦略の見直し		

(4) 公社等

[県政改革方針]

① 公社等のあり方の見直し

社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等が担う行政サービスの必要性を検証し、県の公社等に対する財政支出や人的支援の適正化を図るため、公社等のあり方について存廃も含めてゼロベースで見直しを行う。

② 公社等の運営の見直し

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の今後のあり方等について、指導・助言等を行う。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 公社等のあり方の見直し

ア 見直しの目的

(ア) 県は、県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等を活用する必要性や関与のあり方について見直し、財政支出や人的支援の適正化を図る。

(イ) 公社等は、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、執行体制や事業の見直しなど、今後のあり方を検証し、より効率的・効果的に事業を推進する。

イ 見直しの視点

(ア) 県が公社等を活用する必要性

県が施策を実施する上で、県直執行と比較した事業実施における効率性、公社等の専門性の活用、民間事業者等での代替性等、公社等の必要性について見直し

(イ) 公社等への県の関与のあり方の見直し

公社等を活用する事業の見直しに伴い、人的支援、財政支出を点検するなど、公社等への県の関与について見直し

(ウ) 公社等のあり方の検証

公社等において事業の必要性や今後の事業見込み、経営の持続性、業務運営の効率性等の観点から、今後のあり方を検証

ウ 見直しの進め方

- ・令和4年度に各部局において実施した公社等の自己点検結果等を踏まえ、令和5年度から公社等運営評価委員会においてヒアリング等を実施し、公社等について委員会の意見を聴取
- ・公社等運営評価委員会の意見聴取に基づき、全ての公社等について、「廃止」「統合」「自立・民営化」「存続」の方針を決定

② 公社等の運営の見直し

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する公社等運営評価委員会において、専門的見地から公社等の今後のあり方等について、指導・助言等を行う。

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○公社等のあり方の見直し	→ 公社等のあり方をゼロベースで見直した上、今後の方針を決定	方針に基づき	→ 取組を推進

(5) 兵庫県公立大学法人

[県政改革方針]

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する。

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

平成31年4月に再編した学部、令和3年4月に統合・再編した大学院の教育課程等を着実に実施するほか、姫路工学キャンパスの整備や新型コロナの影響を踏まえた教育改革などを推進し、教育・研究の充実を図る。

(4) 産学官連携など社会貢献の充実強化

新長田のリカレント拠点の整備など社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。

ウ 芸術文化観光専門職大学

(7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

設置計画に定める教育課程等を完成年度まで着実に実施するため、中期目標・中期計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。

(4) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら社会貢献に関する取組を推進する。

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

両大学の情報共有や経営資源の相互利用などの連携を進め、教育・研究・社会貢献の各分野における高度化や相乗効果を発揮させる。

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

理事長、学長の連携を強化しながら、大学の魅力向上に向けた戦略的な経営を、設置者である県と密接に連携しながら推進する。

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、大学改革等に必要の人材を確保し適正に配置する。また、人員配置の適正化や教職員の任用形態の多様化の検討を行う。

エ 持続可能な財務構造の維持

設置者である県からの運営交付金等の算定基準に基づく適切な財務管理を行うとともに、大学としても共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組み、持続可能な財務構造を維持する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

県が策定した第二期中期目標の達成を目指し、大学改革を推進

a 社会の変化に的確に対応した大学改革の推進

平成31年4月に再編した学部（国際商経学部、社会情報科学部）や令和3年4月に統合・再編した大学院（社会科学研究科、理学研究科、情報科学研究科）の教育課程等を着実に実施するとともに、時代に即応した学部・学科の改編等を検討

b 教養教育の充実

教養教育プログラムを改編するとともに新たな実施体制を構築

c 姫路工学キャンパスの整備

狭隘化、老朽化が顕著な姫路工学キャンパスについて、最先端工学研究、産学連携及び地域支援の拠点として機能の向上を図るため、計画的に建替

(イ) 産学官連携など社会貢献の充実強化

a 研究基盤の産業利用促進

ニューズバル等の研究基盤を活用した産業支援や産学共同研究を促進

b 新長田南地区におけるリカレント教育等拠点の整備

社会人のリカレント教育や産学連携のインキュベーション機能を持つ拠点の検討を実施

c 先端医療工学研究所における医産学看の連携推進

医産学看が連携した共同研究・共同事業等を推進

ウ 芸術文化観光専門職大学

(7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

設置計画に定める教育課程等を完成年度まで着実に実施

(イ) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

中期目標・中期計画に定める地域貢献に関する取組を推進

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

法人として2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう円滑に運営

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

(7) 戦略的な法人経営体制の整備

理事長のリーダーシップのもと、戦略的な法人経営を行う体制を推進

(イ) 戦略的広報の展開によるブランドの構築と知名度の向上

記者会見を定期的開催するなど、ターゲットに応じて効果的に教育研究成果等の情報発信を行い、大学の知名度向上やブランドを構築

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、教職員の任用形態の多様化の検討を行いながら、大学改革等に必要人材を確保するとともに、事務局体制を構築

エ 持続可能な財務構造の維持

(7) 効率的経営の推進

外部資金の間接経費等の経営資源を活用した先導的・創造的な研究への重点配分の実施

(イ) 自立的経営の推進

競争的研究資金や公募型研究事業への積極的申請、採択率の向上による外部資金の獲得

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
地方独立行政法人法の規定に基づく ○法人評価委員会による評価	第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の評価		第二期中期目標期間の全体評価
○中期目標等の策定		第三期中期目標、中期計画の策定 (期間：R7～R12)	

Ⅱ 行政運営

1 組織

(1) 本庁

[県政改革方針]

① 部

現行 12 部体制を基本とし、引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図る。

② 局・課室

部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応するため、「部-課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。

また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタスクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

(ア) 多様化・複雑化する行政課題に的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。

(イ) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であることから、見直し後の各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。

(ウ) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行う。

③ 本部体制

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(具体的な取組内容（令和 5 年度）)

① 部

引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図られる部の体制とする。

② 局・課室

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

引き続き、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、必要な課室の新設・再編を行う。

③ 本部体制の活用・見直し

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、引き続き、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(2) 地方機関

[県政改革方針]

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

なお、県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

ア 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

イ 中核市への児童相談所の移管の働きかけや、こども家庭センターの新たな一時保護所の整備、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 県民局・県民センター体制の継続

現地解決型の総合事務所体制として、引き続き、県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応できる体制を引き続き推進する。なお、県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局の統合

「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づく統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結した。「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センター各事務所

地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

ア 特定の行政課題への的確な対応

(ア) 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制を推進する。

(イ) 公共職業能力開発校のうち、県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校及び県立神戸高等技術専門学院については、産業構造等の変化等に対応した訓練の更なる充実などを行うため、県立職業能力開発大学校（仮称）として一体的に運営する方向で必要な組織・体制等を令和5年度に検討する。

また、令和4年度の職業能力開発促進法の改正を踏まえ、DXの進展、労働力人口の減少、民間との役割分担、障害の特性に応じた訓練等に的確に対応するため、訓練コースの再編を令和6年度から取り組んでいく。

イ こども家庭センター

増加が懸念される児童虐待について、速やかな対応の強化が必要となっていることを踏まえ、中核市への児童相談所の移管の働きかけや、こども家庭センターの新たな一時保護所の整備、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○公共職業能力開発校の見直し	→		→
	訓練カリキュラム見直し、機器整備、関係条例・規則改正等	新コース等開設	

※次期職業能力開発計画策定時（令和8年度）に見直し成果の検証等を行う。

(3) 教育委員会

[県政改革方針]

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進するため、高等学校教育、義務教育、特別支援教育などにおける教育課題等に横断的に取り組める体制の構築に取り組む。

② 教育事務所

6 教育事務所体制を基本とし、複雑化する学校課題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。

なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。

③ その他

今後一層期待される生涯教育や生涯スポーツの発展に対応できるよう、教育委員会と知事部局との役割分担を踏まえた推進体制の構築を検討する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進させるため、多様な教育課題等に効率的・効果的に対応できる体制を維持・更新する。

② 教育事務所

複雑化する学校課題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。

③ その他

知事のもとスポーツ行政を総合的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を知事部局へ移管する。

(4) 警察

[県政改革方針]

① 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、専門的かつ広域的に対応できる体制の整備と充実を図る。

② 警察署

「警察署等再編整備計画」に基づき、概ね3年後をめどに警察署再編地域の治安情勢を検証し、更なる対策の可否を検討する。

③ 交番・駐在所

業務負担の低い交番・駐在所の再編整備や、社会情勢の変化を踏まえた勤務形態の在り方を検討する。

(具体的な取組内容 (令和5年度))

① 警察本部

暴力団の対立抗争、特殊詐欺被害、サイバー事案等の予断を許さない情勢に伴う治安需要の高まりや大規模災害対策等の推進を踏まえ、警察力の強化に向けた体制整備に取り組む。

② 警察署

警察署再編地域の治安情勢等について検証する。

③ 交番・駐在所

人口、事件・事故の発生状況等の業務負担の低い交番・駐在所の再編整備や、男女共働き世帯の増加等の社会情勢の変化を踏まえた勤務形態の在り方を検討する。

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○警察署再編地域の検証	→ 地域住民の意見・要望や治安情勢等を検証	検証結果等を踏まえ更なる対策の可否を検討	

(5) その他行政委員会等

[県政改革方針]

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

2 職員

(1) 定員

[県政改革方針]

① 職員

ア 一般行政部門については、平成30年4月1日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。

定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。あわせて、高齢期職員の幅広い職務における活躍を促し、かつ、その多様な知識や経験を積極的に活用する。

イ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。

ウ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。

② 会計年度任用職員

スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。

(具体的な取組内容 (令和5年度))

① 職員

ア 一般行政部門職員

令和5年4月1日の職員数については、平成30年4月1日の職員数を基本に配置する。

イ 法令等により原則として配置基準が定められている職員

警察官、教職員、児童福祉司等については、国の配置基準の改正等を踏まえ適正配置を行う。医療職員については、法令、診療報酬制度等の配置基準を基本に、診療機能の充実・高度化等に応じた適正配置を行う。

区 分	H30. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1				
	①	現在 ②	見込 ③	対H30. 4. 1 ④(③-①)	対R4. 4. 1 ⑤(③-②)		
一般行政部門職員	5,795	5,862	5,922	+127	+60		
法令配置職員	125	177	211	※1 +86	+34		
上記を除く職員	5,670	5,685	5,711	※2 +41	+26		
教育部門	32,443	31,995	32,117	△326	※3 +122		
法定教職員	547	547	547	0	0		
事務局職員	414	414	400	△14	※4 △14		
警察部門	11,763	11,759	11,772	+9	+13		
警察事務職員	736	730	736	0	+6		
公営企業部門	病院局	医療職員	5,825	6,910	7,111	※5 +1,286	+201
		その他の職員	359	366	366	※5 +7	0
	企業庁職員	149	140	140	△9	0	

【主な増員理由】

※1 児童福祉司・児童心理司の増 (対H30 : +86、対R4 : +34)

※2 感染症対策に係る保健師の増等 (対H30 : +27、対R4 : +12)、スポーツに関する業務を教育部門から移管 (対R4 : +14)

※3 35人学級の段階的導入及び特別支援学校の児童・生徒数の増による教職員の増等 (対R4 : +122)

※4 スポーツに関する業務を一般行政部門へ移管 (対R4 : △14)

※5 はりま姫路総合医療センター等の診療機能の充実に伴う増 (対H30 : +1,286、対R4 : +201)

【再任用短時間勤務職員】

区 分		R4.4.1 ①	R5.4.1 ②	増減 ③ (②-①)
一般行政部門職員		280	270	△10
教育部門	教 職 員	300	300	0
	事務局職員	75	75	0
警察部門	警 察 職 員	170	205	+35
	警察事務職員	20	25	+5
公営企業部門	病院局職員	75	75	0
	企業庁職員	15	10	△5

※短時間勤務職員は、通常の勤務時間数(38時間45分/週)を用いて、換算した人数

② 会計年度任用職員

ICT の積極的な活用等による業務の効率化を進めながら、業務量に応じて適正に配置するとともに、制度の円滑な運用を図る。

区 分		R4年度 ①	R5年度 ②	増減 ③ (②-①)	
一般行政部門職員		1,964	1,964	0	
教育部門	教 職 員	1,110	1,110	0	
	事務局職員	216	216	0	
警察部門	警 察 職 員	497	497	0	
	警察事務職員	103	103	0	
公営企業部門	病院局	医 療 職 員	1,982	1,999	+17
		その他の職員	164	180	+16
	企業庁職員	31	31	0	

※任期6月以上かつ週15時間30分以上勤務する人数(期末手当支給対象者)

※病院局は、はりま姫路総合医療センター等の診療機能の充実に伴う増(+33)

※上記のほか、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として下記の雇用を実施

・感染症対策に係る保健師、看護師等(R4:80、R5:80)

【主な取組の工程表 (R5~R7)】

取組内容	今後の予定(工程)		
	R5年度	R6年度	R7年度
○定年引上げの実施	R5.4.1改正法・条例施行 (定年年齢の引上げ(60→61歳)に伴い、R5年度末定年退職者なし)	R6.4.1役職定年等の実施	>

(2) 給与

[県政改革方針]

① 特別職

ア 本県の財政状況を踏まえ一定の給与抑制措置を行う。

イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

ア 本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額を行いつつ、減額率については段階的な縮小を図る。

イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

ウ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

① 特別職

ア 本県の財政状況を踏まえ、引き続き、次のとおり給与抑制措置を行う。

区 分	給料	期末手当	退職手当	(参考) 年収削減額
知 事	△ 6%	△ 5%	△ 5%	△131万円
副 知 事	△ 4%	△ 3%	△ 5%	△ 67万円
教育長等	△ 3%	△ 2%	—	△ 40万円
防災監等	△ 2%	△ 1%	—	△ 21万円

(参考) 知事及び副知事の給与の特例に関する条例に基づく給与抑制措置

知事及び副知事については、令和7年7月まで、次のとおり給与抑制措置を行う。

区 分	給料	期末手当	退職手当	(参考) 年収削減額
知 事	△ 30%(△6%)	△ 30%(△5%)	△ 50%(△5%)	△690万円(△131万円)
副 知 事	△ 15%(△4%)	△ 15%(△3%)	△ 25%(△5%)	△270万円(△67万円)

※ 上記①アの給与抑制措置（()書き再掲）を含む。

(参考) R4年度の議員の年収削減の状況

区 分	削減額
議 員	△ 48万円 (報酬△5%)

イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

ア 本県の財政状況を踏まえ、次のとおり給与抑制措置を行う。副課長級については、減額率を4%縮小する。

主な職	管理職手当		(参考)年収削減額		(参考)全体削減額※	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5
部長	△ 12%		△ 19万円		△0.1億円	
次長	△ 12%		△ 16万円		△0.5億円	
課長	△ 12%		△ 13万円		△2.0億円	
副課長	△ 12%	△ 8%	△ 9万円	△ 6万円	△1.8億円	△1.2億円

※全体削減額には共済費負担金含む。

イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

ウ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

【主な取組の工程表 (R5～R7)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○定年引上げの実施	R5.4.1 改正法・条例施行 (定年年齢の引上げ(60→61歳)に伴い、R5年度未定 年退職者なし)	R6.4.1 役職定年等の実施	→

3 新しい働き方の推進

[県政改革方針]

新しい働き方推進プランに基づく5つの取組を推進し、県庁の組織パフォーマンスの最大化を図り、県民本位で質の高い行政サービスを実現する。

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

テレワークや時差出勤・フレックスタイム制の更なる活用を進め、職員一人ひとりのライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方により、効率的・効果的な行政運営を推進する。

(2) 休暇・休業制度の活用促進

年次休暇や育児休業など休暇・休業制度の活用を促進し、職員の健康増進や育児・介護等と仕事の両立を支援するとともに、男女がともに活躍できる職場づくりを推進する。

(3) 超過勤務の縮減

適切な労働時間の管理や業務の効率化等により超過勤務を縮減し、生み出した時間を活用して企画・立案など創造的な業務の充実や職員のワークライフバランスの向上を図る。

(4) ICTを活用した業務改革の推進

電子決裁の徹底や行政手続のオンライン化等、ICTを最大限生かして業務のペーパーレス化や行政手続の簡素化を促進し、県民等の利便性向上と職員の業務効率化を推進する。

(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成

幹部職員による率先行動や職員研修等を通じて、職員の意識改革や職場風土の醸成を進め、全庁が一丸となって新しい働き方を推進する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

① テレワークの更なる活用

ア 一定のセキュリティを備えたスペースでのテレワーク勤務を認める「スポットオフィス勤務制度（仮称）」を試行的に実施

イ 窓口相談業務について、モデル事務所によるオンライン相談を試行的に実施

ウ テレワーク時の効率的・効果的な働き方やマネジメントを示すガイドラインを作成

② 時差出勤・フレックスタイム制の更なる活用

時差出勤（A・B・E・L勤務）を引き続き活用するとともに、フレックスタイム制について申請手続の簡素化や勤務時間の更なる柔軟化を実施

③ 県庁舎のあり方検討

ア テレワークの活用が進む中での「執務室のあり方」、「オープンオフィス・フリーアドレスの導入」等、柔軟で多様な働き方が進展した将来を見据え、今後の県庁舎のあり方を検討

イ 企画立案部門等でモデル所属を選定し、テレワークやフリーアドレスを積極的に活用しながら業務を行う「新しい働き方モデルオフィス」を試行実施

(2) 休暇・休業制度の活用促進

① 年次休暇の取得促進

年次休暇の取得目標を設定するとともに、部局ごとの取組状況を共有

(参考) 年次休暇の取得に関する目標 [知事部局等*の状況]

区分	目標(達成時期 R6 年度)	R3 年度実績
取得日数5日以上職員数	100%	77.9% (5,531人)

* 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

② 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援

ア 出生サポート休暇を拡充（現行：年5日→拡充後：年12日）

※頻繁な通院が必要な場合は、現行・拡充後ともに更に5日付与

イ 短期の育児休業に対するフォローアップ体制（代替職員の配置）を充実

ウ 業務マニュアル整備等を進め、特定の職員に依存しない業務体制づくりを推進

(参考) 育児に係る休暇・休業の取得に関する目標 [知事部局等※の数値目標]

項目	目標	達成時期	R3年度実績
男性の育児休業の取得率	30% (希望者の100%)	R7年度	24.6% (希望者の100%)
配偶者の出産補助休暇の取得率	100%		99.2%
男性の育児参加休暇の取得率	100%		95.8%

※ 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

(3) 超過勤務の縮減

- ① 超過勤務の縮減目標を設定するとともに、四半期毎に進捗状況の共有・進行管理を実施
- ② 全庁に影響を与える業務分野について、業務縮減に繋がる具体的な見直しを実施
- ③ 部内等での柔軟な業務執行体制（他所属からの応援派遣）を整備するとともに、応援実績を評価や人事管理に反映

(参考) 超過勤務の縮減目標 [知事部局等※の数値目標]

区分	R4目標	R3年度実績
職員一人1月当たりの平均超過勤務時間	10時間以下	10.2時間
年間540時間超の職員数	0人	64人

※ 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

(4) ICTを活用した業務改革の推進

① ペーパーレス化の推進

- ア 電子決裁を徹底し、電子決裁率80%を達成（例外文書は除く）
- イ 紙の契約書や県が発出する文書について、電子契約・電子公印を新たに導入
- ウ 電子データによる資料管理を徹底し、令和3年度比でコピー用紙の使用量を30%削減

② 行政手続の簡素化の推進

- ア 行政手続のうち主要手続（処理件数 年400件以上）は、国の対応等が必要な手続を除き、全てオンライン化（R5末:291手続）。全手続では、効果の高い手続（事務負担が大きい、反復申請等）からオンライン化（R5末:9,558手続）
- イ AI（Chatbot）、RPA、ノーコードツールにより定型業務等の効率化を推進
（R5開発: Chatbot 2業務・RPA12業務・ノーコードツール 71業務）
- ウ 業務効率化に有効なICTツールの活用方法について、庁内向けマガジンや掲示板等で情報発信するとともに、研修や動画作成を行い、職員のICTリテラシー向上を促進
- エ 収入証紙による手数料納付のうち主要手続（処理件数 年50件以上）は、国の対応等が必要な手続を除き、全て電子納付化（R5末:350手続）
また、納入通知書の電子納付導入等、収納全般でキャッシュレス決済を推進・拡大

(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成

① 新しい働き方を推進する意識の向上

- ア 幹部職員自らが率先して新しい働き方を実践・発信するとともに、各部局の具体的な行動指針を宣言
- イ 研修等を通じて、新しい働き方が目指す姿や制度・業務手法等について理解を深め、職員一人ひとりの自発的・主体的な取組を促進

② 職員の意見や要望等の反映

- ア 新しい働き方推進委員会に「若手職員提言部会」を新設し、今後の県政を担う若手職員の目線から、取組状況の検証と対策の提言を実施
- イ 新しい働き方の推進状況等について職員満足度調査を実施し、職員の意見を取組等に反映

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○柔軟で多様な働き方の推進 ・スポットオフィス勤務制度（仮称）の導入 ・フレックスタイム制の柔軟化	→ 試行的実施 →	→ 本格実施・活用促進 →	→ →
	→ 制度設計・試行実施 →	→ 本格実施 →	→ →
○休暇・休業制度の活用促進 ・年次休暇の取得促進 ・出産・育児等と仕事の両立支援	→ 目標設定 → 実績共有・検証	→ 目標設定 → 実績共有・検証	→ 目標設定 → 実績共有・検証 →
	→ 出生サポート休暇の拡充 →	→ 育児フォローアップ体制の充実、業務マニュアルの整備 →	→ →
○超過勤務の縮減 ・超勤縮減目標の設定と進行管理 ・全庁に影響を与える業務の見直し	→ 目標設定 → 実績共有・検証（四半期ごと）	→ 目標設定 → 実績共有・検証（四半期ごと）	→ 目標設定 → 実績共有・検証（四半期ごと） →
	→ 内容検討・見直しの実施 →		→ →
○ICT を活用した業務改革の推進 ・行政手続オンライン化の推進 ・電子契約・電子公印の導入 ・キャッシュレス決済の推進	→ 推進方策に基づき順次オンライン化 →	→ 対象拡大 →	→ →
	→ 導入準備 →	→ 本格導入 →	→ 対象拡大 →
	→ 電子納付対象手続数・キャッシュレス端末台数の拡大、納入通知書の電子納付導入 →		→ →
○職員の意識改革・職場風土の醸成 ・職員満足度調査の実施	→ 調査実施 →	→ 公表 → 調査実施 →	→ 公表 → 調査実施 →

4 人材育成

[県政改革方針]

新たな人材育成に関する基本方針を策定し、「求められる職員像」を定めるとともに、その実現に向け、採用、育成、配置、評価、処遇といった人事施策全般を通じた総合的な人材育成に取り組む。

(1) 優秀で多様な人材の確保

- ① 優秀で多様な人材の確保に向け、職員採用試験の見直しや採用広報活動の強化を行う。
- ② 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、民間人材の県政への参画を積極的に促進する。

(2) 職員の能力向上

- ① 各職場における効果的なOJTの実施や、時代に即した研修計画の見直しを行うとともに、職員の能力向上に配慮したジョブローテーションを実施する。
- ② 職員の知識・経験の幅を広げるとともに、新たなネットワーク形成を進めるため、民間企業等との人事交流を積極的に推進する。

(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

- ① 職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、庁内公募を実施するなど職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進する。
- ② 専門的な知識や経験が必要な特定の業務分野については、スペシャリストを計画的に育成する人事配置を推進する。

(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価

職員にチャレンジングな業務への挑戦を促し、勤務実績を踏まえた適切なフィードバックを行う等、職員の更なる成長とモチベーションの向上に繋がる新しい人事評価制度を導入する。

(5) 女性活躍の推進

女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を行う。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

(1) 優秀で多様な人材の確保

① 職員採用試験の見直し

就職活動が早期化する技術系職種を積極的に確保するため、技術系職種の試験日程を統一し、「技術系職種採用試験」として通年採用を実施(春・秋の年2回)

② 採用広報活動の強化

様々な職種、業務分野、地域で働く若手職員が、県庁の業務に興味のある大学生等と直接対話し、職場見学できる場を提供する「採用サポーター制度」を創設

③ 民間人材の積極的な活用

外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業(DX、観光振興等)において、複業人材を含めた民間人材を積極的に活用

(2) 職員の能力向上

① 効果的な職員研修の実施

階層別研修による各職位に必要な職務遂行能力の養成、特別研修による業務に応じた専門知識、課題対応力の習得を促進

R5年度の 重点取組	①発信力の強化 ③キャリア形成意識の向上	②民間企業等との連携の強化 ④管理・監督職のマネジメント力の向上
---------------	-------------------------	-------------------------------------

② 民間企業等との人事交流

公民連携プラットフォーム等の活用により、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野での人事交流を推進

③ 地域社会での活躍の促進

職員が公務外での活動を通じて幅広い経験と多角的な視野を養うとともに、民間企業や地域団体等とのネットワーク構築を促進するため、「ネットワーク構築促進制度」を創設
※企業・団体の活動や地域活動等に従事する場合の許可基準と運用を明確化

(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

① 職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置

職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進

自律的な キャリア形成	・職員がこれまでの培ってきた経験やスキルを見つめ直し、自身のキャリアビジョンの実現に向けた取組等を記載する「キャリアビジョンシート」を導入 ・職員がキャリアビジョンを描く際の道標として、職種別の「キャリアモデル」を作成し明示
キャリア形成 支援制度	職員のキャリアの可能性を広げるため、または職員が主体的に描いたキャリアビジョンを実現させるための制度として、「兵庫県マルチワークプログラム」や「庁内公募」を積極的に活用

② 職員の専門性を高める人事配置

特定分野に深い経験・知識を持ったスペシャリストを計画的に育成していくため、希望する職員が自ら選択した職務分野に軸足を置いて職務を行う「スペシャリスト育成プログラム」を導入

③ 組織や職員に関する多様なデータの効果的な活用

職員の能力や適性が最大限発揮できる人事配置に向け、業務内容や職員のスキル、経験の可視化など、組織や職員に関する多様なデータを効果的に分析・活用する手法を研究

(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価

① 新たな評価指標の設定

ア 職員の挑戦と成長を促す人事評価制度の構築に向け、職位ごとに求められる職務行動を新たに定め、人事評価の指標として活用

イ 職員にチャレンジングな業務への挑戦を促し、成長を支援するため、「チャレンジ目標」を設定

ウ 管理監督職のマネジメント能力の向上を図るため、「マネジメント目標」を設定

② 多様な視点からの評価

管理監督職が、部下からの視点を踏まえて自らの職務行動について再考し、マネジメント力の向上を図ることを目的として、部下からの評価制度を導入

③ 処遇への適切な反映

職員のモチベーションの向上を図るため、人事評価を昇給、手当、表彰等に適切に反映

(5) 女性活躍の推進

女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を実施

【参考：女性登用の目標】 [知事部局等^{※1}の数値目標] ^{※2}

項目(案) <small>※当該職に占める女性割合</small>	目標	達成時期	R4.4 実績
本庁部局長相当職	10%	R7.4	11.9%
本庁課長相当職	20%		19.0%
本庁副課長相当職	20%		18.9%
本庁班長・主幹相当職	30%		26.8%
採用者に占める女性割合	45%	R3.4～R7.4	49.3%

※1 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く。）

※2 目標は、「第4次兵庫県男女共同参画計画」及び「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」において規定

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○職員の意欲と適性を踏まえた人事配置 ・キャリアビジョンを踏まえた人事配置	→ キャリアビジョンシート、キャリアモデルの検討	職員のキャリアビジョンを踏まえた人事配置の推進	→
・専門性を高める人事配置	→ スペシャリスト育成プログラム(仮称)の検討	職員の専門性を高める人事配置の推進	→
○職員の挑戦と成長を促す人事評価 ・新たな評価指標の設定、	→ 新たな評価指標の設定	→ 新たな評価指標に基づく人事評価、面談の実施	→
・多様な視点からの評価	→ 部下からの評価制度の検討	→ 部下からの評価制度の運用	→

5 地方分権への取組

[県政改革方針]

(1) 地方分権改革の推進

- ① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。
- ② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。
- ③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。

(2) 関西広域連合による取組の推進

- ① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、7つの広域事務を着実に実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染症への広域的な対応（府県域を越えた医療連携や府県市民への要請等の広域調整、知見の共有、国への提言等）について、構成府県市が一体となった取組に対応する。
- ③ 構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関との連携による「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進し、中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力強化に取り組む。
- ④ 2025年大阪・関西万博に向けた取組、ワールドマスターズゲームズ2027関西JAPANの開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。
- ⑤ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。
- ⑥ 第5期広域計画に基づき、広域課題解決に向けた対応の更なる深化を図るとともに、経済界や国、市町村など様々な主体と連携しながら、関西全体の活性化に取り組む。

(3) 規制改革の推進

- ① 関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区、あわじ環境未来島特区を活用し、産業の国際競争力強化や地域活性化を推進する。また、国に対し更なる特例措置の創設を働きかける。
- ② 企業等の事業活動の妨げとなっている県及び県内市町独自の規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等に取り組む。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

(1) 地方分権改革の推進

国から地方への事務・権限の移譲等や、地方税財源の充実強化に向けた地方税体系の抜本的な見直し、地方一般財源総額の充実確保等について、本県独自の働きかけに加え、下記団体と連携して国への働きかけを積極的に推進

① 兵庫県としての働きかけ

ア 事務・権限移譲等の推進

(ア) 国から地方への事務・権限の移譲等の推進

「提案募集方式」を活用し、地方の実情に応じた施策実施が可能となるように、更なる事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し、計画策定に関する負担軽減等を国へ提案

(イ) 県と市町の役割分担を踏まえた権限移譲の推進

「県から市町への権限移譲検討会議」等を通じて、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、一層の権限移譲を進めるとともに、移譲に向けた専門人材の人事交流、併任等を必要に応じて実施する。

イ 地方税財源の充実強化

地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル化社会の実現に向けた税財政措置等について提案活動を実施

② 全国知事会としての働きかけ

- ・地方税財政常任委員会・地方分権推進特別委員会を開催し、提言等を取りまとめ、国への働きかけを実施
- ・本県が幹事長を務める国民運動本部を通じて、地方が抱える諸課題の解決策を国に提案

③ 関西広域連合としての働きかけ

提案をとりまとめ、国への働きかけを実施

(2) 関西広域連合による取組の推進

① 広域事務等の着実な実施

- ・新たに策定した第5期広域計画（計画期間：令和5～7年度）に基づき、広域防災など7分野の広域事務及び企画調整事務を着実に実施
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、構成府県市の知見の共有や、府県市民へ統一メッセージの発出、広域的な医療連携、国への要望・提案など、関西が一体となった取組を実施するとともに、より効果的な対策に向けて、これまでの対応を検証し、関西防災・減災プラン「感染症対策編（新型インフルエンザ等）」の見直しを実施
- ・「ビジネスしやすい関西」をめざし、自治体ごとに異なる事業の手続きや規制について、広域的な様式・基準の統一を推進
- ・構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関との連携による「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進し、中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力強化に取り組む。
- ・2025年大阪・関西万博に向けた取組、ワールドマスターズゲームズ2027 関西 JAPAN の開催に向けた機運醸成等について、構成府県市で連携協力して対応

② 分権型社会の実現に向けた取組

- ・提案募集方式を活用し、大括りの事務・権限の移譲を引き続き国へ求めるとともに、広域連合に対し実証実験的に権限移譲を行うことなど、新たな地方分権改革の手法等を提案
- ・国土の双眼構造の実現に向け、関西への移転が実現している文化庁（京都府）、消費者庁新未来創造戦略本部（徳島県）、総務省統計局統計データ利活用センター（和歌山県）等との連携・協力を図り、政府機関等の関西へのさらなる移転を働きかけるとともに、防災庁の創設について国への提案を実施

(3) 規制改革の推進

① 特区制度の推進

ア 関西圏国家戦略特区

国家戦略特区法等で定められている既存の規制緩和メニューの活用を進めるとともに、民間事業者等のニーズに応じて新たな規制緩和メニューの創設を国に提案

イ 関西イノベーション国際戦略総合特区及びあわじ環境未来島特区

(ア) 関西イノベーション国際戦略総合特区

第3期特区計画（令和4～8年度）に基づき、先進的な研究開発、製品化・事業化への展開、国際競争拠点形成に向けた取組を推進

(イ) あわじ環境未来島特区

第3期特区計画（令和4～8年度）に基づき「持続する環境の島」の実現に向けた取組を推進

- ・事業者等による太陽光発電設備の導入促進など再生可能エネルギーの利用を促進
- ・環境にやさしい移動ツールとして島内住民へのEV（電気自動車）の普及を促進するとともに、水素エネルギーの利活用方策を検討

② 県及び市町が設ける規制の改革の推進

有識者からなる県規制改革推進会議を設置し、社会・経済構造の変化への対応が遅れ地域活性化の支障となっている県及び市町町の独自規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等の取組を推進

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5年度	R6年度	R7年度
○地方分権改革の推進		・県としての働きかけ ・関係団体と連携した働きかけ	→
○関西広域連合による取組の推進		・広域事務等の着実な実施 ・分権型社会の実現に向けた取組	→
○規制改革の推進		・特区事業の認定・推進 ・新たな規制緩和の提案	→

Ⅲ ひょうご事業改善レビューの実施

[県政改革方針]

イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、「ひょうご事業改善レビュー」を実施し、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る。また、結果を公表することで県政の透明性を高め、県民ボトムアップ型県政を推進する。

(具体的な取組内容（令和5年度）)

1 実施概要

対象事業を選定の上、自己評価や、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る「ひょうご事業改善レビュー」を実施。自己評価に加え、外部委員会意見等を翌年度当初予算編成に向けた施策検討や予算要求に反映させることで、施策のPDCAサイクルの実現と、職員の政策形成能力の向上とデータ等の合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）の定着を図る。

2 対象事業

下記の要件を満たす事業から選定

- ・ 現行実施している事務事業評価の対象事業（事業費 500 万円以上の政策的事業）
- ・ 事業実施から相当年数経過している事業
- ・ 各部において改善を図ろうとする事業 等

3 外部委員会委員

地方行財政等に知識経験を有する外部有識者

【主な取組の工程表（R5～R7）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
○ひょうご事業改善レビューの実施	<p>【毎年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業の選定、レビューシート作成（～5月） ・ 外部委員会の開催（7～8月） ・ 外部委員会意見の公表（10月） ・ 翌年度当初予算等へ反映 		→